

証明書偽造を見破る術

－ 本人確認資料の原本確認の対応 －

千葉茨城合同研修会 様

令和7年8月9日（土）



Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

< TOPICS >

- 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について
- 2) マイナンバーカード（個人番号）について
- 3) 運転免許証・運転経歴証明書について
- 4) パスポート
- 5) 在留カード・特別永住者証明書について
- 6) コンビニ交付証明書について
- 7) アプリの活用
- 8) 事故事例とその他
- 9) マイナンバーの今後の展開と業務対応

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） **PickUp①**

[No.1-51] 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

- ・デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。

[No.1-55] 健康保険証との一体化

- ・マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を踏まえ、2025年9月頃を目途に、環境の整った医療機関からスマートフォンでもマイナ保険証の利用を可能とした上で、国民が利用できる環境整備を行う。

[No.1-57] 運転免許証との一体化

- ・2025年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化、マイナンバーカードとの一体化による住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な経由更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運用を実現する。
スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携して当該システムの整備状況を踏まえて、極力早期の実現を目指す。

[No.1-58] 在留カードとの一体化

- ・マイナンバーカードと在留カードの一体化について、2024年通常国会において出入国管理及び難民認定法等一部改正法が成立した。マイナンバーカードと在留カードの一体化について、改正法の公布後2年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

[No.1-69] 遺言制度のデジタル化

- ・現行の自筆証書遺言では、全文、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされ、パソコン等を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解され、デジタル化に対する対応が今後の課題である。

【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） **PickUp②**

[No.1-70] マイナンバーカードのスマートフォン搭載

- ・スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年5月にAndroid端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末については、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）を含め、搭載実現に向けた取組を進める。
→ iPhone端末への電子証明書及び基本4情報等のスマホ搭載の2025年春の実現
→ Android端末への基本4情報等のスマホ搭載の2026年秋ごろの実現

[No.1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び 対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。
また、対面の本人確認方法においてもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付けるための取組を進める。

具体的な目標：

犯収法、携帯電話不正利用防止法における非対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2026年4月1日）

対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2027年4月1日）

【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

重点計画における「対面での本人確認時のICチップ情報の読み取り義務付け」に関して

- 令和6年、偽造したマイナンバーカードの券面を本人確認に利用し、他人になりすまして他人の携帯電話のSIMを再発行させ、携帯電話番号などを乗っ取る「SIMスワップ」による詐欺行為が相次いで発生した。
- 令和6年6月18日に、犯罪対策閣僚会議において国民を詐欺から守るための総合対策（閣議決定文書）が公表され、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。（中略）さらに、公的個人認証による本人確認を進める。」といった記載がされたところ。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2024年6月21日閣議決定

第3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○【No.1-36】 犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。**対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。**また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） **PickUp③**

【No.1-74】 マイナンバーカードの国外継続利用

- 国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、2026年度中を目処に実現するために必要な準備を進めるとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を進める

【No.1-75】 次期マイナンバーカードの検討

- 2024年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、2028年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。

【No.1-80】 商業登記電子証明書の普及等

- 商業登記電子証明書について、2025年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局の更改を進め、2026年7月よりGビズIDと連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けたUI/UX等の改善や事業者向け行政サービスとの連携準備を進める。

【No.1-97】 民事裁判手続のデジタル化

- 民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、利用者にとってより利用しやすいものとするため、e提出・e法廷・e事件管理の「3つのe」の実現を目指す。2022年に民事訴訟法等が改正されたことを踏まえ、2026年5月までの改正法の全面施行に向け、引き続き、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。
- また、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年に民事執行法等が改正された。これらについても、2026年5月までにウェブ会議等を利用した期日への参加等の運用を開始し、2028年6月までに改正法の全面施行ができるよう、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。

【No.2-15】 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- 法務省とデジタル庁は、不動産や会社・法人の登記情報を国や地方の行政機関の端末で直接かつ直ちに確認することを可能とする取組（登記情報連携）を進めているところ、2025年度においては、対象となる地方公共団体を増やし、添付省略及び公用請求の代替として登記情報連携の利用を拡大する。

【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【内閣府】本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

国において、2020年6月のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」等における考えを具体化するための政府の施策の一つとして、金融機関において、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するための取組みを進めることとなっております。

こうしたマイナンバーカードの普及促進に向けた取組の一環として、デジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進について、関係業界団体に対して要請するよう、今般国土交通省及び内閣官房より依頼がありました。

【参考】

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部
東京都宅建協同組合

<https://www.zentaku.or.jp/news/4468/>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いします。

対象法律

- **犯罪による収益の移転防止に関する法律**（以下、「犯収法」）
⇒金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- **携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律**（以下、「携帯法」）
⇒移動体通信事業者、仮想移動体通信事業者等
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**（以下、「番号法」）
⇒個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

【TOPIC】

偽造書類による不正を防ぐため、犯収法が更に改正され、2022年4月施行より、従来型の非対面における本人確認書類の範囲が厳格化されました。かつては運転免許証の写しを1枚送ればよかったのが、以後は現住所が記載された本人確認書類をもう1つ送らなければならなくなりました。このようなオフラインでの本人確認のハードルが上がったことで、オンラインへの切替えが更に進むと考えられます。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

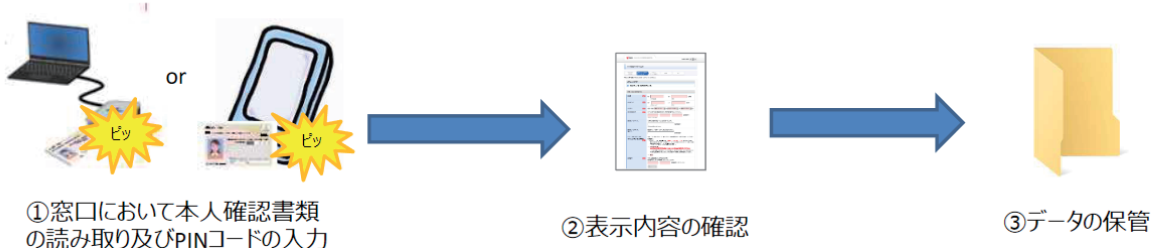
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

<デジタル化・厳格化後>

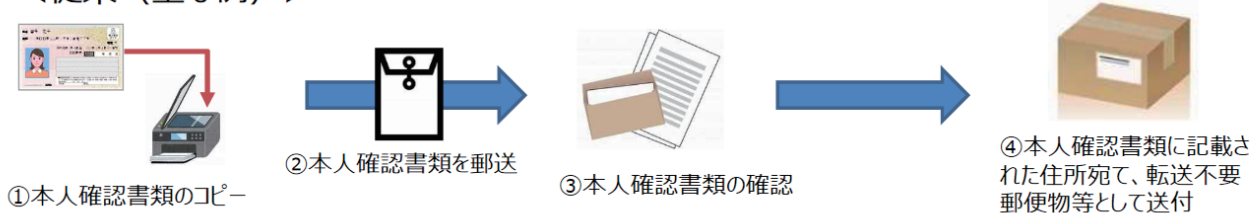


- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

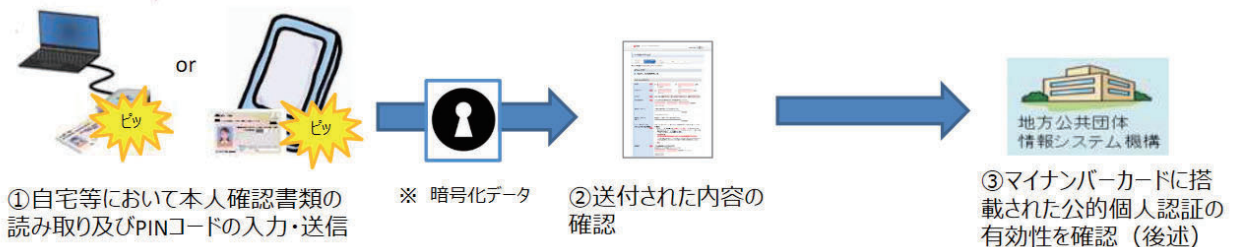
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

<従来（主な例）>



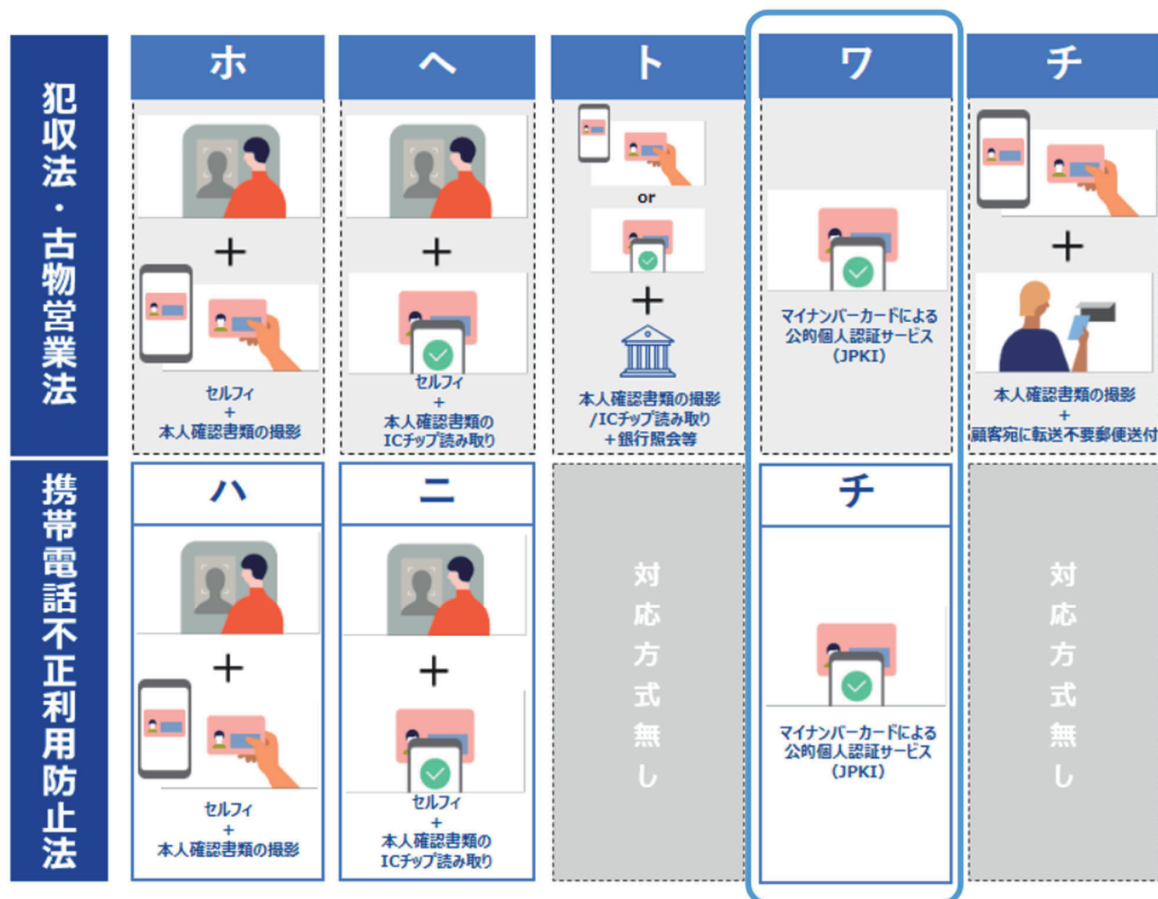
- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手续に時間がかかる。

<デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）>



- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものを確認できる）。
- 一連の手续を即時に行うことができる。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について



【デジタル庁】民間事業者向けマイナンバーカード活用情報

【資料2】マイナンバーカードの安全・便利なオンライン取引構想を進めるために (PDF/11,378KB) (2025年6月13日更新)
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business#for-use>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

施策名	取組内容の見出し	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
マイナンバー制度の推進	2023年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																	デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正に向けての各省庁への意識的な調査																	デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正に向けた法改正準備・国会審議																	デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																	デジタル庁
マイナンバーカードの普及及び利用の推進	マイナンバーカードの普及利活用の推進																	デジタル庁
	マイナンバーカードの本人確認機能の利用の普及への取組																	デジタル庁
健康保険証との一体化	用途拡大 (訪問診療・施設等)																	厚生労働省
	マイナ保険証利用促進																	厚生労働省
	集中的取組月間																	厚生労働省
	健康保険証の新規発行終了																	厚生労働省
運転免許証との一体化	照査の運転者管理システムの移行																	デジタル庁、警察庁
	運転免許証とマイナンバーカードの一体化																	デジタル庁、警察庁
	全国実装に向けた改良																	デジタル庁、警察庁
	モバイル運転免許証等の在り方の検討(デジタル身分証明・開示する方針である他の資格証等も搭載可能な汎用的なシステムの活用を前提とした運用)																	デジタル庁、警察庁
在留カードとの一体化	検討、法案提出																	出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
	政省令等の整備																	出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
	システム整備																	出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
	一体化 (交付・運用)																	出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一歩化	eKYC廃止等について、事業者と議論・調整の上、改正内容の検討																	デジタル庁、警察庁、総務省
	パブリックコメントのうえ、改正内容決定																	デジタル庁、警察庁、総務省
	十分な準備期間を確保したうえで施行																	デジタル庁、警察庁、総務省
	対面の本人確認についてICチップ読み取りの義務化の検討																	デジタル庁、警察庁、総務省



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

各アプリ・サービス等の概要

参考：混同されやすいアプリ・サービスとの比較



【デジタル庁】民間事業者向けマイナンバーカード活用情報（令和7年6月24日）
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business>

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設について

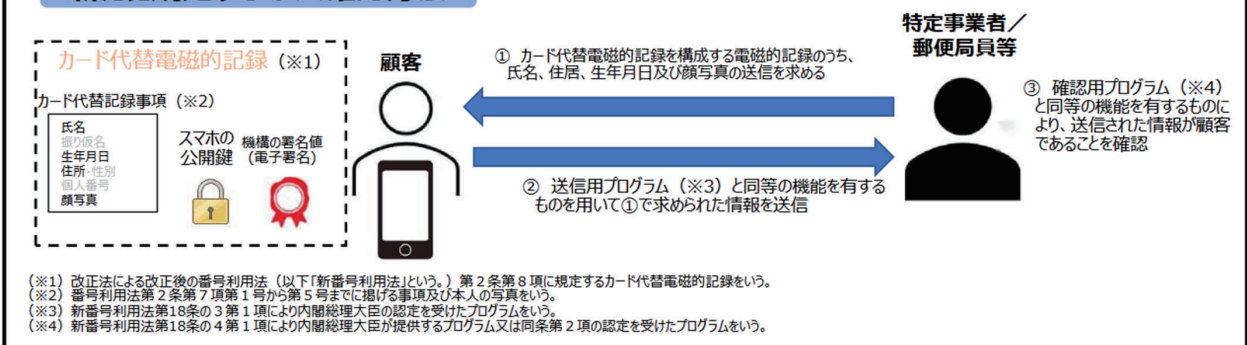


犯収法施行規則の主な改正事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正（※1）により、**個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）をスマートフォンに搭載**できることになったことを踏まえ、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法を新たに規定するもの（※2）。

- （※1）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）によるもの。
- （※2）本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けている者に限る。

新たに規定する本人確認方法



その他の改正事項

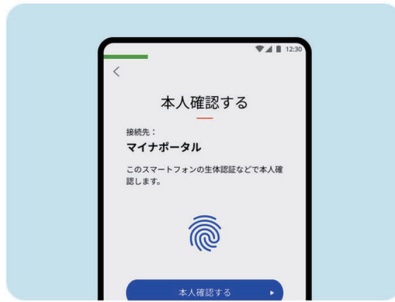
上記の本人確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

Androidスマホ用電子証明書搭載サービス

マイナンバーカードの電子証明書をAndroid端末に

最新のマイナポータルアプリで搭載



お知らせ

2025年6月6日 本ページを公開しました

iPhoneのマイナンバーカード

マイナンバーカードをあなたのiPhoneの中に



最新のマイナポータルアプリを使って追加



お知らせ

2025年6月24日 [「iPhoneのマイナンバーカード」の提供を開始しました](#)

2025年6月6日 [2025年6月24日から「iPhoneのマイナンバーカード」を開始予定です](#)

【デジタル庁】民間事業者向けマイナンバーカード活用情報（令和7年6月24日）
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business>

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について



[カテゴリから探す](#) > [はじめに](#) > [スマホ用電子証明書](#) > 対面でスマホ用電子証明書を登録したスマートフォンを提示して、本人確認書類と 文字サイズ変更 小 **中** 大
して利用できますか。

> よくあるご質問
トップへ戻る

キーワード検索

検索

カテゴリから探す

[注目のトピック](#) >

[はじめに](#) >

よくあるご質問

戻る

No : 7387 公開日時 : 2023/05/11 07:11

Q 対面でスマホ用電子証明書を登録したスマートフォンを提示して、本人確認書類として利用できますか。

A スマホ用電子証明書は、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。

マイナンバーカード対面確認アプリ

デジタル庁では、事業者や自治体のスタッフが、実物のマイナンバーカードで顧客や住民などの本人情報の確認を確実に行うための「マイナンバーカード対面確認アプリ」（iOS/Android）を提供しています。

iOS版では、iPhoneのマイナンバーカードによる対面での本人確認ができる機能を7月中を目指して提供予定です。



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

■ マイナンバーカードの利用シーンの拡大

(2025年7月11日更新)

健康保険証としての利用 	マイナポータル 	コンビニ交付サービス 
➢ マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用) ➢ カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に ➢ 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や薬剤情報の閲覧等も可能に(R3.10～)	➢ 子育て関連手続きや引越し手続をオンライン申請できるサービスを提供 ➢ 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能 ➢ パスポート申請・法人設立申請など国の手続きのオンライン申請が可能	➢ コンビニ等で住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能(R6.10.15 対象人口:11,867万人)
民間サービスにおけるオンラインでの本人確認 	行政サービスにおける各種カードとしての利用 	職員証・社員証としての利用 
➢ 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に ➢ カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R7.6.30現在、民間事業者762社がサービスを提供)	➢ 図書館カード等、自治体のサービスで利用できる ➢ 自治体の「書かない窓口」で活用され、申請書の自動入力が可能に	➢ 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入 ➢ 民間企業の社員証としての利用(NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループ等が活用)
マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等		
➢ マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用 ⇒ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R7.6.13閣議決定)に基づく工程表に沿って推進 運転免許証(R7.3.24に実現)、国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワーク受付票、在留カード等 ➢ 救急隊がマイナンバーカードを活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動を迅速化・円滑化 ➢ 電子処方箋の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に ➢ マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載(Androidスマホへの電子証明書の搭載をR5年5月に開始。iPhoneへの搭載はR7年6月24日に開始。)		

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

（参考）協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号 (マイナンバー) カード	通知カード
様式	旧 新 〇住民票コードの券面記載なし 〇顔写真は選択制	【おもて面】 【うら面】 〇個人番号を券面に記載（裏面） 〇顔写真を券面に記載	通知カード 〇個人番号を券面に記載 〇顔写真なし
作成・交付	2003年8月25日交付開始 2015年（平成27年）12月28日交付終了	2016年1月1日より交付開始	2016年1月1日より交付開始
有効期間	〇発行日から10年間 ※電子証明書（署名用）は3年	〇発行日から申請者の10回目の誕生日まで （ただし、18歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで） ※電子証明書（署名用・利用者証明書）は発行日から5回目の誕生日まで ※2016年1月1日～2022年3月31日までは20歳未満の者となっていた。（民法の一部改正対応）	〇なし
利便性	〇身分証明書としての利用が中心 〇2009年4月20日以降に交付された住基カードのQRコードより ・Aタイプ（顔写真無） →有効期限（西暦8桁） ・Bタイプ（顔写真有） →有効期限（西暦8桁）+生年月日（6桁）	〇身分証明書としての利用 〇個人番号を確認する場面での利用 （就職・転職・出産育児・病气・年金受給・災害等） 〇市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 〇電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	〇個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要）
パスワード	〇暗証番号4桁 連続3回間違えるとロックされる	〇利用者証明用電子証明書パスワード 4桁の数字は連続3回間違えるとロックされる 〇署名用電子証明書パスワード 6～16桁の英数字は5回連続で間違えるとロックされる	〇なし

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

	2003年 平成15年	2009年 平成21年	2012年 平成24年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年
住民基本台帳カード (住基カード)	2003.8.25～交付開始	2009.4.20～ 券面事項 確認アプリケーション搭載	※以前は、券面事項表示アプリ非対応、 ※QRコードが印刷	2012.7.9～ 住所転入 出対応（裏面記載）			
		※以前は発行した市区町村から転出すると無効 市区町村へ返納					
		※既に発給されているカードはマイナンバーカードに切り替えない限り、発行日から10年の期限切れ （最初期に申請した人は更新があったはずなので2023年、 終盤に取得した人は2025年（令和7年）まで有効 ）					
		※住基カードの新規交付は2015年（平成27年）12月28日で終了。 累計交付枚数は約960万枚 うち有効交付枚数は約717万枚					
通知カード					2015.10 ～ 送付		
個人番号カード						2016.1～ 交付	

マイナンバー制度における罰則の強化

対象	行為	マイナンバー法の法定刑
誰でも	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、 財物の窃取、施設への侵入等によりマイナン バーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカー ドを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金

上記表で日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第76条）。
また、法人（法人でない団体で代表者 10又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、上記表の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第77条第1項）。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードの保有状況について（令和7年6月末時点）

○ 団体区分別

区分	人口（R6.1.1時点）	保有枚数 （※1）	人口に対する 保有枚数率（※2）
合計	124,885,175	98,336,161	78.7%
指定都市	27,458,161	21,532,961	78.3%
特別区・市 （指定都市を除く）	87,107,762	68,642,821	78.7%
町村	10,319,252	8,160,379	79.0%

※1 国外利用分含む

※2 令和6年1月1日時点の住基人口（124,885,175人）に対する割合（国外利用分除く）

※マイナンバーカード交付状況 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードの保有状況について（令和7年6月末時点）

○ 都道府県別

都道府県名	人口 （R6.1.1時点）	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
北海道	5,093,983	3,932,493	77.2%
青森県	1,205,578	960,420	79.7%
岩手県	1,172,349	919,930	78.5%
宮城県	2,242,389	1,778,688	79.3%
秋田県	924,620	755,502	81.7%
山形県	1,027,509	837,474	81.5%
福島県	1,795,219	1,429,184	79.6%
茨城県	2,865,690	2,262,706	79.0%
栃木県	1,916,787	1,530,223	79.8%
群馬県	1,919,232	1,511,690	78.8%
埼玉県	7,378,639	5,716,567	77.5%
千葉県	6,310,158	4,997,513	79.2%
東京都	13,911,902	10,675,532	76.7%
神奈川県	9,208,688	7,232,355	78.5%
新潟県	2,137,672	1,714,137	80.2%
富山県	1,019,004	831,574	81.6%
石川県	1,109,226	897,510	80.9%
福井県	752,390	611,791	81.3%
山梨県	806,369	641,276	79.5%
長野県	2,028,135	1,567,048	77.3%
岐阜県	1,967,862	1,599,943	81.3%
静岡県	3,606,469	2,926,496	81.1%
愛知県	7,500,882	5,964,599	79.5%
三重県	1,757,527	1,378,523	78.4%

都道府県名	人口 （R6.1.1時点）	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
滋賀県	1,410,534	1,133,894	80.4%
京都府	2,488,075	1,883,119	75.7%
大阪府	8,775,708	6,761,336	77.0%
兵庫県	5,426,863	4,290,445	79.1%
奈良県	1,315,207	1,041,804	79.2%
和歌山県	913,297	724,726	79.4%
鳥取県	540,207	436,184	80.7%
島根県	650,624	526,614	80.9%
岡山県	1,851,125	1,458,556	78.8%
広島県	2,750,540	2,223,721	80.8%
山口県	1,310,109	1,064,817	81.3%
徳島県	710,012	545,673	76.9%
香川県	948,585	751,483	79.2%
愛媛県	1,312,298	1,048,989	79.9%
高知県	675,623	500,553	74.1%
福岡県	5,095,379	4,007,798	78.7%
佐賀県	801,051	655,245	81.8%
長崎県	1,289,994	1,039,178	80.6%
熊本県	1,728,098	1,389,018	80.4%
大分県	1,112,827	884,505	79.5%
宮崎県	1,058,710	890,897	84.1%
鹿児島県	1,576,361	1,298,394	82.4%
沖縄県	1,485,669	1,006,345	67.7%

※国外利用分除く

※マイナンバーカード交付状況 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

令和6年末の運転免許保有者数

ア 年齢別、男女別運転免許保有者数の構成率

区分		男		女		計		男女別構成比	
年齢別			構成率 (%)		構成率 (%)		構成率 (%)	男	女
	16歳	13,942	0.0	4,515	0.0	18,457	0.0	75.5	24.5
	17歳	30,713	0.1	9,514	0.0	40,227	0.0	76.3	23.7
	18歳	103,519	0.2	68,549	0.2	172,068	0.2	60.2	39.8
	19歳	300,381	0.7	236,754	0.6	537,135	0.7	55.9	44.1
	16歳～19歳	448,555	1.0	319,332	0.8	767,887	0.9	58.4	41.6
	20歳～24歳	2,439,024	5.5	2,076,198	5.5	4,515,222	5.5	54.0	46.0
	25歳～29歳	2,835,388	6.4	2,484,698	6.6	5,320,086	6.5	53.3	46.7
	30歳～34歳	2,957,301	6.7	2,626,369	7.0	5,583,670	6.8	53.0	47.0
	35歳～39歳	3,276,783	7.4	2,956,399	7.9	6,233,182	7.6	52.6	47.4
	40歳～44歳	3,702,308	8.4	3,406,529	9.1	7,108,837	8.7	52.1	47.9
	45歳～49歳	4,237,716	9.6	3,918,122	10.4	8,155,838	10.0	52.0	48.0
	50歳～54歳	4,766,049	10.8	4,415,902	11.7	9,181,951	11.2	51.9	48.1
	55歳～59歳	4,098,204	9.3	3,793,015	10.1	7,891,219	9.7	51.9	48.1
	60歳～64歳	3,592,984	8.1	3,283,898	8.7	6,876,882	8.4	52.2	47.8
	65歳～69歳	3,300,129	7.5	2,914,456	7.7	6,214,585	7.6	53.1	46.9
	70歳～74歳	3,364,906	7.6	2,630,276	7.0	5,995,182	7.3	56.1	43.9
	75歳～79歳	2,809,024	6.4	1,856,543	4.9	4,665,567	5.7	60.2	39.8
	80歳～84歳	1,569,042	3.6	773,051	2.1	2,342,093	2.9	67.0	33.0
	85歳以上	704,944	1.6	185,158	0.5	890,102	1.1	79.2	20.8
	計	44,102,357	100.0	37,639,946	100.0	81,742,303	100.0	54.0	46.0
	65歳以上	11,748,045	26.6	8,359,484	22.2	20,107,529	24.6	58.4	41.6
	70歳以上	8,447,916	19.2	5,445,028	14.5	13,892,944	17.0	60.8	39.2
	75歳以上	5,083,010	11.5	2,814,752	7.5	7,897,762	9.7	64.4	35.6
	80歳以上	2,273,986	5.2	958,209	2.5	3,232,195	4.0	70.4	29.6

※運転免許証統計（令和6年末） <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/menkyo.html>



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

2016年（平成28年）1月1日～
マイナンバー（個人番号）カード交付開始

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）等の改正を行うもの

令和元年11月5日

施行予定日：平成31年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏に変更されてもそのまま記載が可能。
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能。
- 氏に変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏に変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏（一人一つ）の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏はその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。



※住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

住民票における旧氏記載の位置

<日本人住民に係る住民票の様式例>

住 民 票			
氏名	山 田 花 子	性別	女
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	生年月日	平成元年 3月31日生
本籍	〇〇県〇〇市	有効期限	2025年 3月31日まで有効
前		電子証明書の有効期限	年 月 日

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置

個人番号カード	
氏名	山 田 花 子
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
性別	女
生年月日	平成元年 3月31日生
有効期限	2025年 3月31日まで有効
電子証明書の有効期限	年 月 日

山田 [佐藤] 花子
↑
氏 [旧氏] 名

※住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/kyuuji.html

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

- 住民票及びマイナンバーカード等※に、本人からの申出により『旧氏』（婚姻等による氏の文字の「変更直前の氏」又は「出生時の氏」のうちの1つ）を併記することができる（日本人のみ）。

（※住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード、住民票記載事項証明書、閲覧台帳、転出証明書、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報、署名用電子証明書、印鑑登録証明書など）

- 住民票に旧氏併記の申し出をした者は、住民票の写し、通知カード及びマイナンバーカード等において、旧氏の記載を省略することはできない。

※住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/kyuuji.html

運転免許証への旧姓併記について 警察庁

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになりました。

お持ちの運転免許証に旧姓を表記する場合

氏名	
日本	花 子
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
生年月日	昭和61年 5月 1日生
職業等	見 本
運転免許証	012345678900 号

備考	
旧姓を使用した氏名	系系花子(東京公認)

新しい運転免許証の交付を受ける場合

氏名	
日本	花 子
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
生年月日	昭和61年 5月 1日生
職業等	見 本
運転免許証	012345678900 号

備考	
氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名(東京公認)	

- 運転免許証の裏面の備考欄に、旧姓を使用したフルネームが表記されます。
- 運転免許証の表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が表記されます。
- 手数料はかかりません。
- 再交付手数料が2,250円がかかります。

※警視庁：運転免許証の旧姓表記について（2022年11月10日） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/kyuuji.html

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

【マイナンバーカードを国外で利用する】

令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードを申請することが可能になりました。

国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードに切り替える方法

国外転出を予定していて、国外転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、国外転出予定日の前日までに以下の手続きをすることで国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用することができます。

- ① 国外転出届出時に、マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書を提出する
- ② 市区町村が券面に「国外転出 ○年×月△日」と追記し、ICチップ内の住所の記録を変更する処理を行う
- ③ 市区町村が国外転出者向けの電子証明書を発行する
- ④ 返却された国外転出者向けマイナンバーカードは国外転出後も利用可能となる

※以上の手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効しますので、ご注意ください。



国外転出者向けマイナンバーカード券面イメージ



国外転出者向けマイナンバーカード券面イメージ（新規交付）



※マイナンバーカードを国外で利用する <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

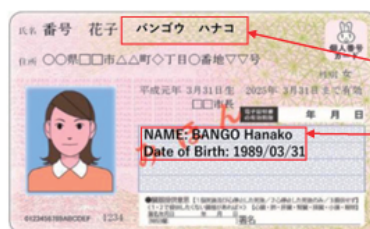
- 現在のマイナンバーカードでは、特別永住者や日本人の配偶者等の在留資格を持つ方で、かつ住民票上に通称名（通名）を持つ場合、本名と通称名を併記している。
- 旧姓については、平成31年の住民基本台帳法施行令の改正により、併記の請求を行うことで住民票及びマイナンバーカードに旧姓（旧氏）を併記することが可能である。



旧姓(旧氏)記載イメージ

旧姓(旧氏)

- 氏名のフリガナが戸籍の記載事項とされたことに伴い、マイナンバーカードにもフリガナが券面記載事項とされる予定である。
- 令和6年5月の海外利用に合わせ、生年月日の西暦及び氏名のローマ字の併記についても、追記欄での対応が予定されている。



フリガナ・ローマ字記載のあるカードの実例イメージ

フリガナ

生年月日の西暦及び氏名のローマ字



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

こんな時に失効されます

マイナンバーカードが失効すると、本人確認書類として使用できなくなります。

また、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書も失効するため、e-Taxなどの電子申請やコンビニでの各種証明書取得、健康保険証利用、マイナポータルへのログインなどができなくなります。

- 1) 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合
- 2) 引っ越しの際、又はその転入先市区町村から転出したとき転出予定日から30日
転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- 3) 引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日
- 4) 死亡したとき
- 5) 有効期限が切れたとき
- 6) 紛失等をして、行政窓口で停止の申し出をしたとき
- 7) 国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードへの切替手続きをしなかった方は、マイナンバーカードが失効します。

【マイナンバーカードへ一体化した健康保険証について】

Q. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が切れたため、更新手続きを行いました。
再度、利用登録する必要はありますか。

A. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の属する月の月末から3ヶ月を経過した月末までに更新がない場合には、健康保険証等としての利用登録は解除され、マイナンバーカードを健康保険証として利用できなくなります。

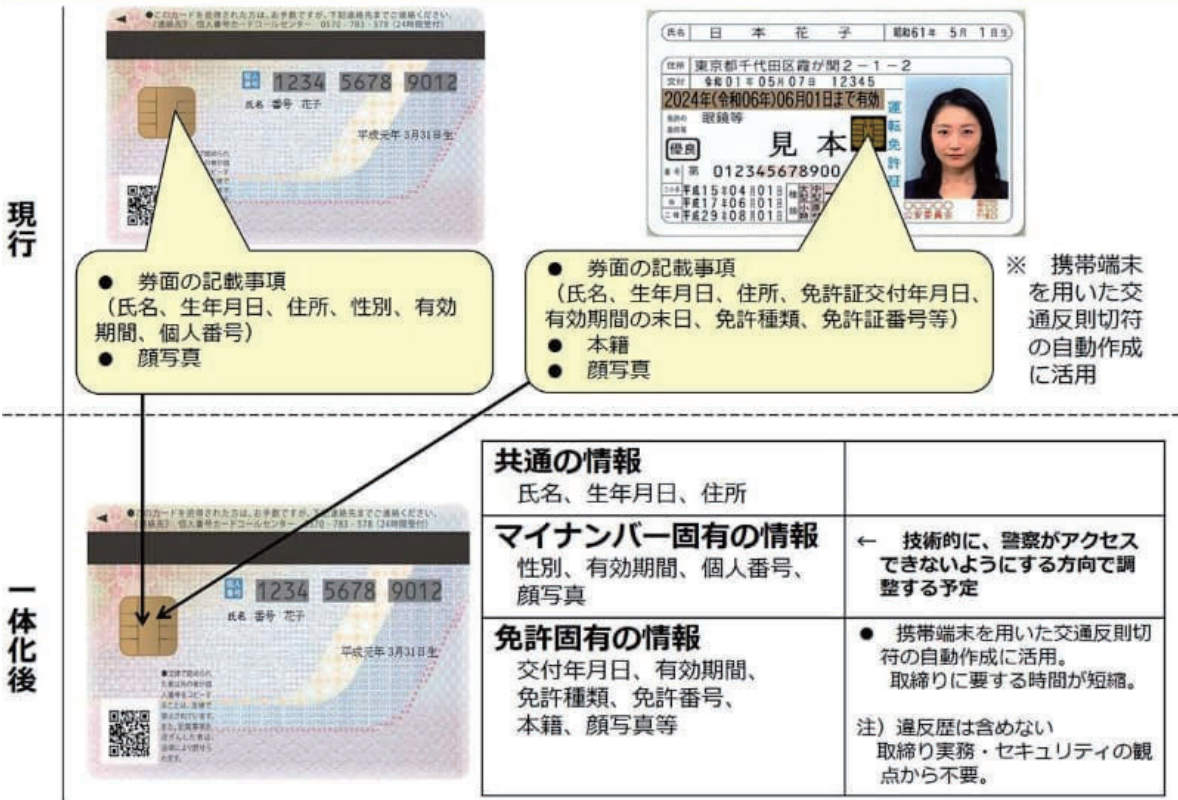
電子証明書の更新後にマイナポータルの健康保険証ページをご確認いただき、「マイナンバーカード利用状況」が「登録済」と表示されていない場合は、再度、利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証等として利用いただけます。



※マイナンバーカードを国外で利用する <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合（イメージ）



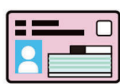
2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。



一体化のための手続きは？



運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。



免許情報の確認はどうするの？



専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、

令和7年3月24日（月）に全国で運用開始となります。以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ①運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆる**マイナ免許証のみ**を保有すること
- ②マイナ免許証と運転免許証の**双方**を保有すること
- ③従来の**運転免許証のみ**を保有すること

※自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

マイナ免許証に記録される情報は

○マイナ免許証の番号 ○免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日

○免許の種類 ○免許の条件に係る事項 ○顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）。

【警察庁】令和4年改正道路交通法（マイナンバーカードと運転免許証の一体化・オンライン更新時講習）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードと運転免許証・運転経歴証明書一体化

【マイナ免許証のメリット】

住所変更手続等のワンストップサービス

マイナ免許証・マイナ経歴証明書のみをお持ちの方で、かつ、必要な手続をとれば、本籍・住所・氏名及び生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

- ・ワンストップサービスをご希望の方は、あらかじめマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号のご準備をお願いします。
- ・必要な手続とは、警察で署名用電子証明書と免許情報を紐付けること、及びマイナポータルとの連携手続を行うことです。

【注意事項①】

マイナ免許証・マイナ経歴証明書に関すること

- ・マイナンバーカードの券面には、免許情報（免許種別、有効期間など）が表記されないため、マイナ免許証に記録された免許情報を読み取る場合には、**マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用する必要があります。**
- ・マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。マイナ免許証の有効期間は券面に表記されないため、**有効期間切れ（失効）にご注意ください。**

海外で運転を予定している方へ

- ・国外運転免許証を申請する場合、マイナ免許証のみをお持ちの方については、渡航先の国により、従来の運転免許証が必要になる場合があります。
- ・国外運転免許証を申請する際にマイナ免許証のみの保有から2枚持ち等へ保有形態変更をご希望される方は、事前に予約を取ったうえで、運転免許試験場へご来場ください。

【警察庁】マイナンバーカードと運転免許証の一体化について（2025年6月6日）
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual_number.html



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードと運転免許証・運転経歴証明書の一体化

【要注意②】

マイナンバーカード自体の有効期限が切れてしまった時は、マイナ免許証も無効になりますか？

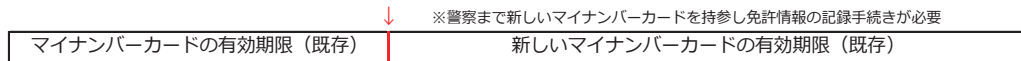
→マイナンバーカード自体の有効期限が満了した後も、ICチップに記載の運転免許の効力に影響はありません。

ただし、免許証の更新時にマイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、マイナ免許証の更新はできません。

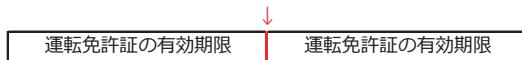
（従来免許証での更新は可能です。）

【マイナンバーカードを更新する場合】

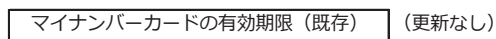
マイナンバーカードの更新



運転免許の更新



【マイナンバーカードを更新しない場合】



有効期限切れのマイナンバーカードでも、免許証として有効、免許証の更新時にマイナンバーカードが有効期間切れの場合、マイナ免許証での更新はできません。

（従来免許証での更新は可能です）



☆本人確認書類（1号）を依頼した際本人確認できなくなる可能性があります。マイナンバーカードの有効期限が切れていても、格納されている運転免許証の有効期間が有効なものが出てくる。
※「マイナ免許証のみ」でマイナンバーカードの更新をしなかった場合
※令和7年からマイナンバーカードの有効期限が切れる方が出てきます。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

マイナンバーカードと運転免許証・運転経歴証明書の一体化

【要注意③】

Q.マイナ免許証を紛失してしまいました。どうすればいいですか？

- ・市町村においてマイナンバーカードが再発行された後、そのマイナンバーカードを警察まで持参して免許情報を書き込む必要があります。
- ・免許情報の記録には1,500円の手数料がかかります。
- ・マイナ免許証のみを保有していた方は、再発行されたマイナンバーカードに警察で免許情報を記録するまで車の運転はできません。（免許証不携帯の違反になります。）
- ・従来免許証とマイナ免許証の両方を保有していた方は、マイナ免許証を紛失しても従来免許証を携帯していれば運転は可能です。

Q.従来免許証とマイナ免許証の両方を保有する場合、住所等が変わった時に警察に届け出る必要がありますか？

- ・警察に記載事項変更の届出をする必要があります。
マイナ免許証（従来免許証と両方を含む）の方が記載事項変更の届出をする時には、新しい住所を証明するものはマイナンバーカードのみとなりますので、必ず住所等変更済のマイナンバーカードをお持ちください。
- ・なお、両方を保有する方は、従来免許証の住所等を書き換える必要があるため、住所等変更ワンストップサービスは利用できません。

Q.他の人に自分の免許情報を見せたいのですが、マイナ免許証の場合はどうすればいいですか？

- ・マイナ免許証読み取りアプリを利用して表示します。

スマートフォン等で読み取りアプリを開き、暗証番号（マイナ免許証の取得時に本人が選択した数字4桁）を入力することで、マイナ免許証に記録された免許情報を読み取り表示することができます。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

都道府県	マイナ免許証の保有者数			
	うちマイナ免許証のみ			うち2枚持ち
	件数	保有率		
北海道	49,038	12,984	26.48%	36,054
青森県	8,661	2,384	27.53%	6,277
岩手県	9,621	2,515	26.14%	7,106
宮城県	19,608	6,798	34.67%	12,810
秋田県	9,519	2,416	25.38%	7,103
山形県	8,916	2,478	27.79%	6,438
福島県	10,988	2,965	26.98%	8,023
東京都	62,478	19,065	30.51%	43,413
茨城県	15,883	4,086	25.73%	11,797
栃木県	7,746	2,009	25.94%	5,737
群馬県	6,470	2,048	31.65%	4,422
埼玉県	56,163	15,476	27.56%	40,687
千葉県	58,930	14,743	25.02%	44,187
神奈川県	90,499	35,704	39.45%	54,795
新潟県	9,638	3,901	40.48%	5,737
山梨県	8,957	2,555	28.53%	6,402
長野県	10,072	3,541	35.16%	6,531
静岡県	34,104	10,080	29.56%	24,024
富山県	11,936	4,225	35.40%	7,711
石川県	11,028	4,055	36.77%	6,973
福井県	7,283	2,395	32.88%	4,888
岐阜県	16,930	6,073	35.87%	10,857
愛知県	47,051	13,931	29.61%	33,120

都道府県	マイナ免許証の保有者数			
	うちマイナ免許証のみ			うち2枚持ち
	件数	保有率		
三重県	17,770	5,658	31.84%	12,112
滋賀県	7,642	2,776	36.33%	4,866
京都府	19,484	8,155	41.85%	11,329
大阪府	40,303	14,669	36.40%	25,634
兵庫県	19,488	7,630	39.15%	11,858
奈良県	9,010	2,739	30.40%	6,271
和歌山県	5,161	1,674	32.44%	3,487
鳥取県	4,855	1,749	36.02%	3,106
島根県	7,461	3,022	40.50%	4,439
岡山県	18,596	6,180	33.23%	12,416
広島県	23,300	7,406	31.79%	15,894
山口県	5,111	1,500	29.35%	3,611
徳島県	5,528	1,518	27.46%	4,010
香川県	7,107	2,142	30.14%	4,965
愛媛県	11,543	3,071	26.60%	8,472
高知県	4,465	1,406	31.49%	3,059
福岡県	34,039	11,813	34.70%	22,226
佐賀県	6,497	2,615	40.25%	3,882
長崎県	5,311	1,794	33.78%	3,517
熊本県	15,268	6,258	40.99%	9,010
大分県	6,029	1,989	32.99%	4,040
宮崎県	4,747	1,744	36.74%	3,003
鹿児島県	13,390	5,293	39.53%	8,097
沖縄県	4,564	1,299	28.46%	3,265
合計	868,188	280,527	32.31%	587,661



【警察庁】マイナ免許証（2025年6月末）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

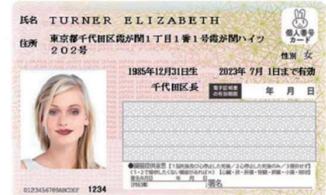
現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
 - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
 - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、一体化しないことも可能。

2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

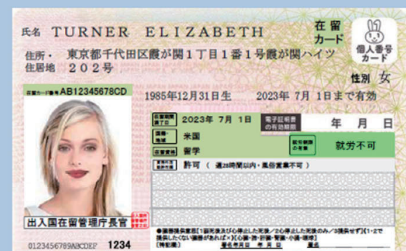
- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。
- ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
- ※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）

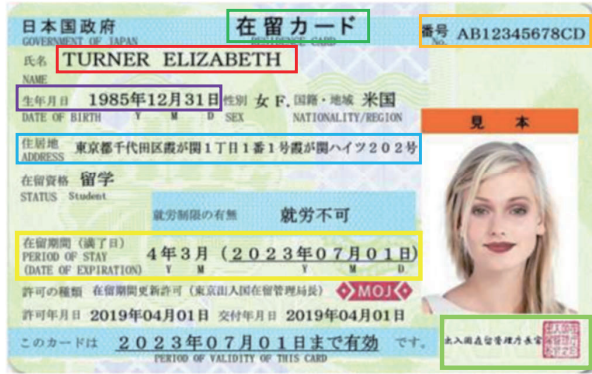


Q.特定在留カード等の交付は、いつから始まりますか？
 A.公布日（令和6年6月21日）から起算して2年以内に施行されることとなっています。

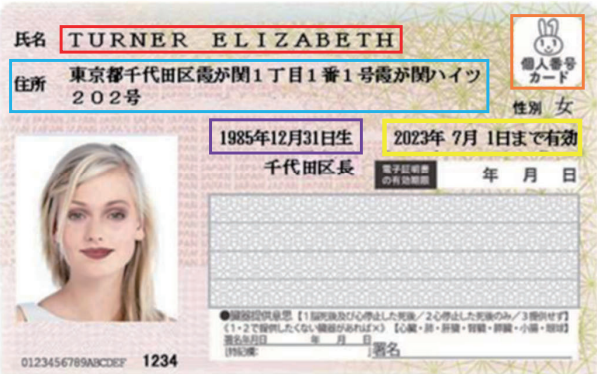


2) マイナンバー（個人番号）カードについて

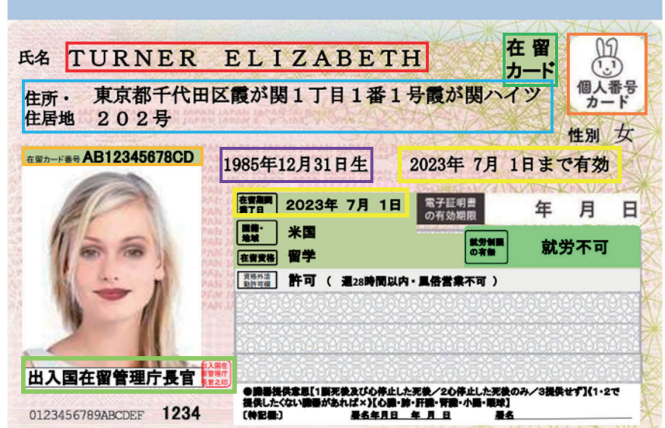
現行在留カード



現行マイナンバーカード



特定在留カード（券面イメージ）



【出入国在留管理庁】令和6年入管法等改正について（2024年6月14日）
https://www.moj.go.jp/isa/05_00045.html



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

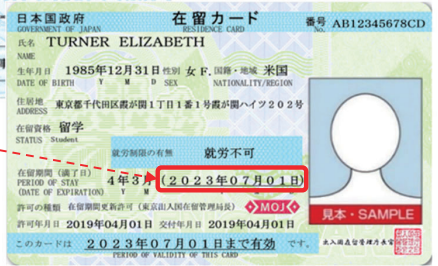
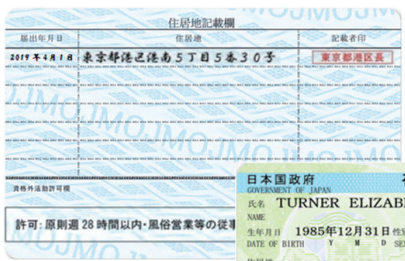
外国人住民のマイナンバーカードについて



裏面



表面



外国人住民のマイナンバーカードの有効期限について

区 分	マイナンバーカード
永住者、高度専門職第2号及び特別永住者	日本人の場合と同様
永住者、高度専門職第2号以外の中长期在留者	カードの発行日から在留期間の満了日まで
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	カード発行日から出生した日又は日本の国籍を喪失した日から60日を経過する日まで

【注意】

在留期間を延長したらマイナンバーカードの有効期限までに市役所の窓口で手続きが必要です。

■マイナンバーカードの有効期限とは？
 マイナンバーカードの有効期限は在留期間満了日になっています。
 在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。

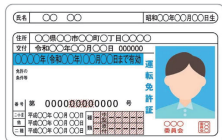
■手続きをしないと・・・
 マイナンバーカードは使えなくなります。
 新しいマイナンバーカードを再発行する場合は手数料が必要です。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて



【国民健康保険証】

- ・2023年（令和5年）5月より、一体化開始
- ・2024年12月2日、紙の国民健康保険証廃止



【運転免許証（IC）】

- ※運転経歴証明書は含む
- ・2025年（令和7年）3月24日より、運転免許証情報の一体化が任意で始まりまし。
- 運転免許証に記載されている（12ケタの免許番号、有効期限、氏名、生年月日、交付年月日、取得した免許の種類、本籍などの情報をマイナンバーカードのICチップに記録）
- ・令和4年3月4日、道路交通法の改正案が閣議決定



【在留カード（IC）】

- ・2025年度（令和7年）内、に一体化したカードの交付を目指す。
- ・令和4年6月14日、政府の関係閣僚会議で決定

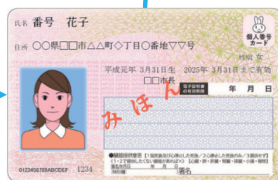
【本人・原本確認者：対面確認ソフト（スマホアプリ）】

- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホでマイナンバーカードを読み取り
- 券面に表記されている「生年月日」「有効期限」「セキュリティコード」とマイナンバーカードのICチップを利用して原本確認を実施します。



原本確認

一体化と
偽造抑止



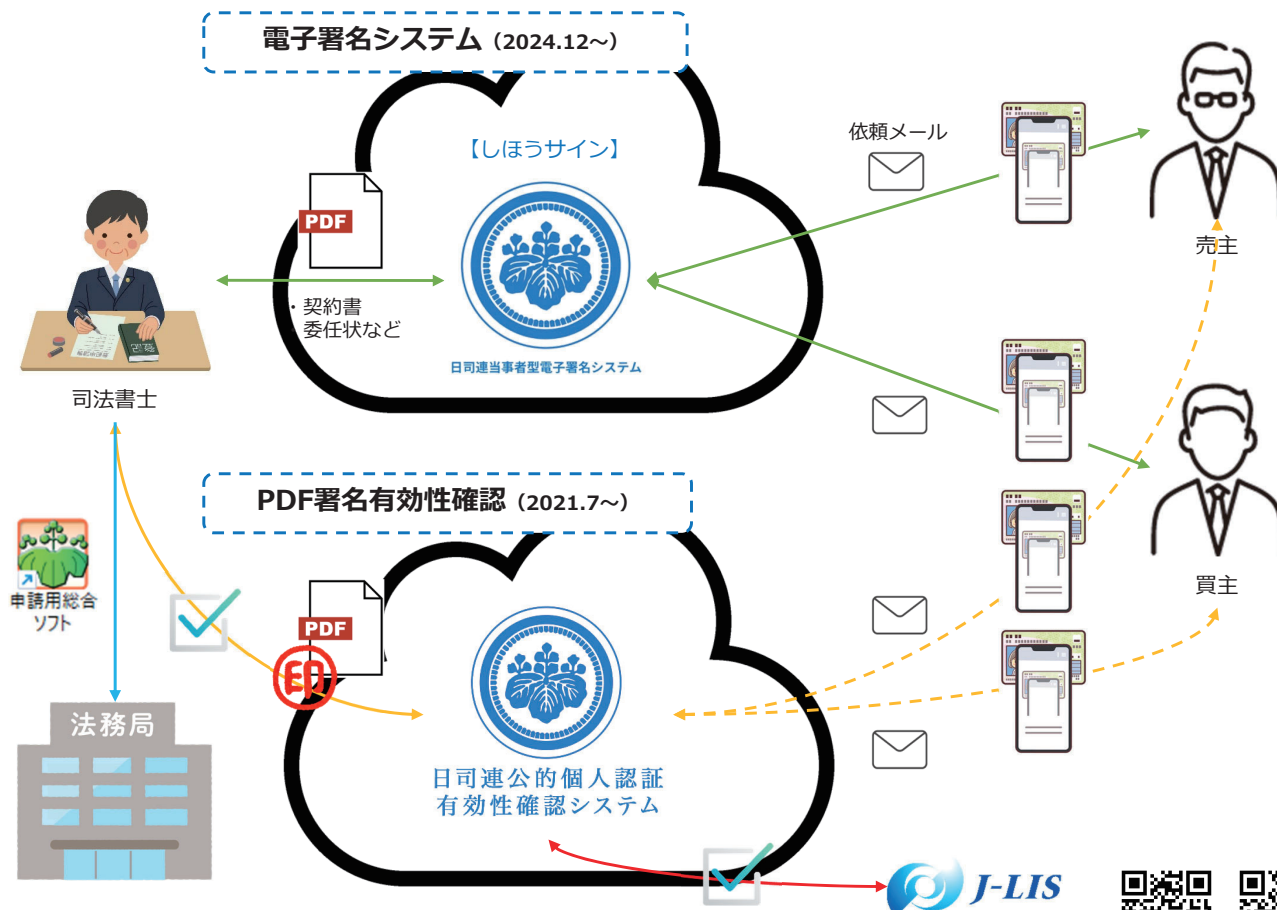
モバイル化

【利用者本人：スマホ用電子証明書 搭載サービス】

- ・マイナポータルアプリ（2025.1時点ではAndroidOSのみ対応・2025年春iPhone対応予定）
- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- マイナンバーカードの情報をスマホへ登録
- 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」をスマホ用に発行し、登録する。
- ・非対面の本人確認を行う際には利用できるが、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。

2) マイナンバー（個人番号）カードについて

完全オンライン申請可能に！？



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

次期個人番号カードタスクフォース

次期個人番号カード仕様に係る検討事項について（2024年3月18日）

次期個人番号カードのデザイン（イメージ）

シンプルに、わかりやすく。――

色や柄、レイアウトを調整し、情報が読みやすく、持ちやすいデザインを追求します。



―― 魅力的なデザインに。

日本の国民カードにふさわしい、誰もが持ちたくなる魅力的なデザインを実現します。



―― 文字を、読みやすく。

氏名を中心に、多くのかたに読みやすい文字サイズを設定します。字体も読みやすさを考慮して選定します。

※【デジタル庁】次期個人番号カードタスクフォース
<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-card-renewal>



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

次期個人番号カードタスクフォース

次期個人番号カード仕様に係る検討事項について（2024年3月18日）

(3) 発行体制

① カードの速やかな発行体制

- ・ カードの更新について、計画的な更新が進められるように、以下のように運用を工夫する。

現行カード：有効期限の3ヶ月前から更新申請可能。有効期限は10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）。

次期カード：更新申請については、有効期限の1年前から可能とする（旅券（パスポート）を参考）。

有効期限については、10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）の1ヶ月後とする（更新忘れを防ぐため。運転免許証と同様。）。

- ・ 特急発行の対象には、乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者のほか、追記欄満欄等の本人の意思によらずカードが使えなくなったケース等も加えることとし、その他の更なる発行時間の短縮については、費用対効果の観点も踏まえて検討する（特急発行は、本年12月2日より開始する。）。

② 更新の在り方

<現行カードにおける電子証明書の更新>

- ・ 現行カードの電子証明書の有効期限は5回目の誕生日であり、次期カード導入までの間、約5,000万枚以上の現行カードの電子証明書の更新が必要になることを踏まえ、市町村窓口や郵便局での更新体制の整備を推進することとし、その他市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める。

<個人番号カード自体の更新（10年目）について>

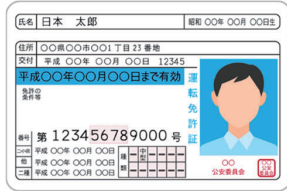
- ・ 個人番号カード自体の10年目の更新について、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める。なお、個人番号カードは、対面に加え、オンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書類であり、それ自体の更新については電子証明書の更新と異なり、顔写真の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要がある。これらのことに鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続する。

※【デジタル庁】次期個人番号カードタスクフォース
<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-card-renewal>



3) 運転免許証・運転経歴証明書について

3) 運転免許証・運転経歴証明書について



運転免許証（道路交通法第92条第1項）
縦5.4cm × 横8.56cm × 厚さ0.76mm
※司法書士会員証・クレジットカード等と同じサイズ

運転免許証のICカード化は、券面偽造対策と利便性向上のため、当初は2004年（平成16年）に導入される予定だったが、日本国政府予算の関係で保留され、2007年（平成19年）から約3年をかけて、段階的に日本全国に導入された。

ICカード運転免許証の導入時期

交付開始時期	交付を開始した都道府県
2007年（平成19年）1月4日より	東京都、埼玉県、茨城県、兵庫県、島根県
2008年（平成20年）1月4日より	千葉県、岡山県、香川県、長崎県、熊本県
2009年（平成21年）1月4日より	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県
2009年（平成21年）1月5日より	群馬県
2009年（平成21年）3月30日より	静岡県
2009年（平成21年）6月1日より	大阪府
2009年（平成21年）9月24日より	青森県
2009年（平成21年）11月1日より	高知県
2010年（平成22年）1月4日より	石川県、福井県、岐阜県、京都府、山口県
2010年（平成22年）1月31日より	鳥取県

都道府県にある公安委員会を示す番号				
北海道・東北	関東・甲信越	北陸・中部	近畿・中国	四国・九州・沖縄
10 北海道	30 東京	46 新潟	60 滋賀	80 徳島
11 函館	40 茨城	47 山梨	61 京都	81 香川
12 旭川	41 栃木	48 長野	62 大阪	82 愛媛
13 釧路	42 群馬	49 静岡	63 兵庫	83 高知
14 北見	43 埼玉	50 富山	64 奈良	90 福岡
20 青森	44 千葉	51 石川	65 和歌山	91 佐賀
21 岩手	45 神奈川	52 福井	70 鳥取	92 長崎
22 宮城		53 岐阜	71 島根	93 熊本
23 秋田		54 愛知	72 岡山	94 大分
24 山形		55 三重	73 広島	95 宮崎
25 福島			74 山口	96 鹿児島
				97 沖縄

3) 運転免許証・運転経歴証明書について

運転経歴証明書（道路交通法第104条の4）

縦5.4cm × 横8.56cm × 厚さ0.76mm

※司法書士会員証

クレジットカード等と同じサイズ

※ICチップ非搭載

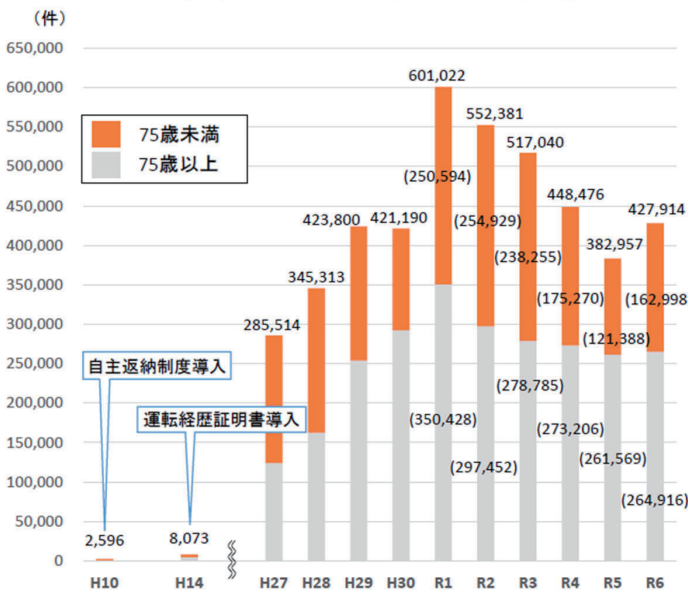
	従 来	改正後
証明書番号	無	有(免許番号と同一)
券面表記	運転経歴証明書と中央に表記あり	運転経歴証明書(自動車等の運転はできません)と中央に表記
備考欄	なし 注意事項のみ記載あり	裏面に備考欄を設置し、住所変更等に対応
申請期間	申請による免許取消しを受けた日から1ヶ月以内	申請による免許取消しを受けた日から 5年以内
交付	1,000円	1,000円
再交付	不可	可(1,000円)
身分証明書としての有効期間	交付から6ヶ月間	無期限（2012年（H24）.4.1～）
本籍の記載	無	無
記載変更	不可	可(無料)住所・氏名

※運転経歴証明書について https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/jishuhennou.html

3) 運転免許証・運転経歴証明書について

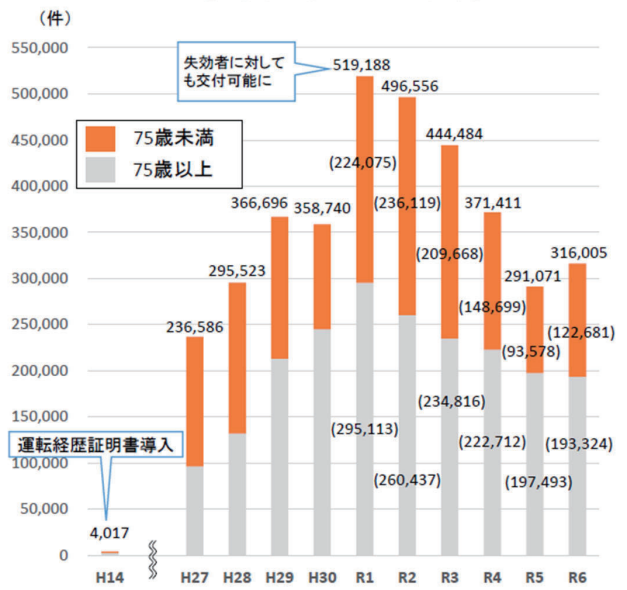
運転免許の申請取消（自主返納）件数と運転経歴証明書交付件数の推移

【運転免許の申請取消（自主返納）件数】



	H14	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
75歳未満	3,137	161,601	182,972	169,863	129,101	250,594	254,929	238,255	175,270	121,388	162,998
75歳以上	4,936	123,913	162,341	253,937	292,089	350,428	297,452	278,785	273,206	261,569	264,916
合計	8,073	285,514	345,313	423,800	421,190	601,022	552,381	517,040	448,476	382,957	427,914

【運転経歴証明書交付件数】



	H14	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
75歳未満	1,365	140,304	163,795	153,544	114,014	224,075	236,119	209,668	148,699	93,578	122,681
75歳以上	2,652	96,282	131,728	244,152	295,726	260,437	234,816	222,712	197,493	193,324	122,681
合計	4,017	236,586	295,523	366,696	358,740	519,188	496,556	444,484	371,411	291,071	316,005

※平成10年は年齢別による統計を実施していない

※運転経歴証明書について https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/jishuhennou.html

4) パスポート (旅券)

外務省

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/>

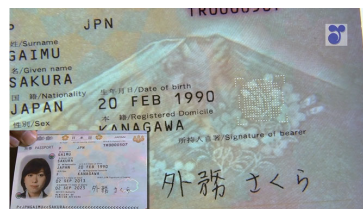
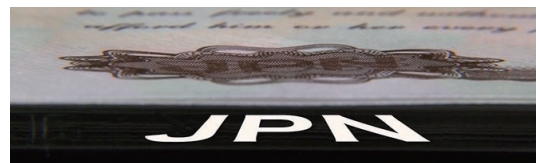


4) パスポート (旅券)

旅券（パスポート）、印紙、地方自治体等で使用されている収入証紙、郵便切手や、住民票等に使用される証明書台紙などにも、お札（日本銀行券）の製造で培った国立印刷局の高度な偽造防止技術が採用されています。



紺 色：5年（未成年者・成人）「PASSPORT」
赤 色：10年（成人）・表面に「PASSPORT」
緑 色：公用・表面に「OFFICIAL PASSPORT」
濃茶色：1年（皇族や内閣総理大臣など）
「DIPLOMATIC PASSPORT」
茶 色：1年（緊急旅券・ICチップ無）・表面に
「EMERGENCY PASSPORT」



パスポートの長い歴史から、偽造・変造・なりすましなどを防ぐ日本の高度な技術、2020年（令和2年）に登場しました。

⇒パスポートの基本デザインを葛飾北斎の「冨嶽三十六景」

⇒ 2020（令和2年）年2月4日より新旅券の発給を開始。

⇒ 2025（令和7年）年3月24日より2025年旅券（パスポート）の発給を開始。

- ・2006年（平成18年）3月20日 ICチップ内蔵型旅券「バイオメトリック・パスポート」の発給受付開始。同時に、特に必要とされる場合、パスポートへの旧姓併記の基準が緩和された。2016年（平成28年）3月20日で、MRP旅券の有効期限到達により、日本国旅券は緊急旅券を除き、全てICパスポート発行になった。
- ・2025年旅券とは、偽造・変造対策を大幅に強化する目的で、旅券の顔写真ページにプラスチック基材を用い、文字や顔写真をレーザーにより印字・印画した新型のICチップ搭載旅券です。日本銀行券（紙幣）も製造している国立印刷局で作成します。**2025年3月24日申請受理分から導入**するので、2025年旅券と呼んでいます。



※外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

4) パスポート (旅券)

新パスポートの基本デザインに使用する富嶽三十六景 24 作品



1 青山圖座姿
(あおやまえんざのまつ)



2 江都駿河町三井見世略圖
(えどするがちょうみつみせりやくず)



3 江戸日本橋
(えどにほんばし)



4 厩田の水車
(おんでんのすいしゃ)



5 御厩川岸より両国橋夕陽見
(おんまやがしよりりょうごくばしのせきようをみる)



6 颯風快晴
(がいふうかいせい)



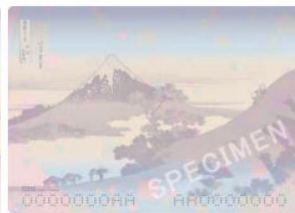
7 上総ノ海路
(かずさのかいろ)



8 神奈川冲浪裏
(かながわおきなみうら)



9 瀬川雪ノ且
(こいしかわゆきのあした)



10 甲州犬目峠
(こうしゅういぬめとうげ)



11 甲州石斑澤
(こうしゅうかじかざわ)

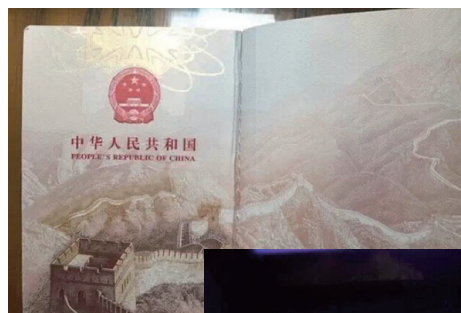
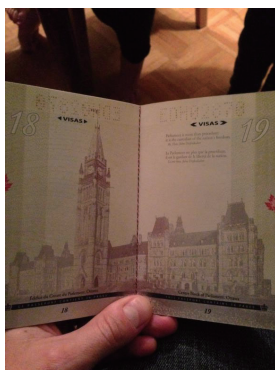


12 甲州三坂水面
(こうしゅうみさかすいめん)

※外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

4) パスポート (旅券)

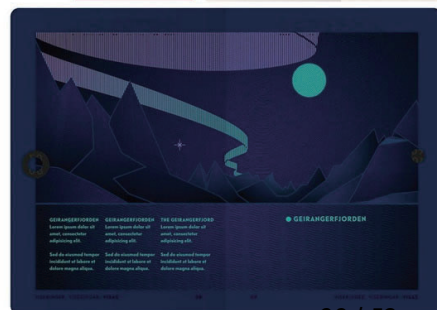
カナダ



中国



ノルウェー



4) パスポート（旅券）

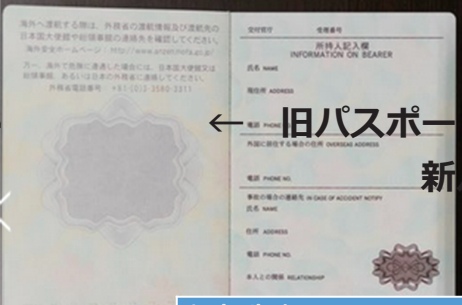


← 旧パスポート



新パスポート→

※SPECIMEN：試供品



← 旧パスポート



新パスポート→

旧パスポート	新パスポート（2020年2月4日以降発行）
【所持人記載欄】有	【所持人記載欄】無
→氏名	・緊急連絡先
→現住所	→氏名
→電話	→住所
事故の場合の連絡先（Phone）	→電話
→氏名	【本人確認】 新しいパスポートには所持人記載欄が無い ため本人確認資料として使用できない金融 機関等が多い。 取り扱い注意。
→住所	
→電話	
→本人との関係	

4) パスポート（旅券）



確認事項および提示する本人確認書類等

取引時確認での必要な本人確認書類について、ケース別で整理すると次のとおりです。

なお、以下の確認書類のうち、下線があるもの（個人の場合の（1）7、（2）7、法人の場合の（1）3、（2）4の書類については、有効期限のないものに限ります。）については、銀行が提示または送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限られます。また、その他の確認書類は銀行が提示または送付を受ける日において有効なものに限られます。

個人の場合

以下の（1）または（2）の本人確認書類により氏名、住居および生年月日を確認します。
また、取引を行う目的および職業も確認します。

（1）次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示することによって確認を行います。

1. 運転免許証
2. 運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）
3. 旅券（パスポート）（2020年2月3日以前に申請されたもの※）
4. 個人番号カード（マイナンバーカード）
5. 在留カード・特別永住者証明書
6. 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
7. 官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの（ただし、本人から提示された場合などに限ります。）

※所持人記入欄のない旅券（2020年2月4日以降に申請されたもの）は、1点のみでは本人確認書類として使用できません。下記（2）のとおり、住居の記載のある他の本人確認書類等も併せて提示する必要があります。

4) パスポート（旅券）

国際民間航空機関（ICAO）とは

国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて健全かつ経済的に運営されるように各国の協力を図ることを目的として、1944年に採択された国際民間航空条約（通称シカゴ条約）に基づき設置された国連専門機関です。この目的のために、ICAOは、国際航空運送業務やハイジャック対策をはじめとするテロ対策等のための条約の作成、国際航空運送に関する国際標準・勧告方式やガイドラインの作成等を行っています。また、国際航空分野における気候変動対策を含む環境保護問題についても議論及び対策が進められています。

※ICカード搭載パスポート（下記以外の国のパスポートはICカード非搭載） 2025年4月2日（193か国）

アフガニスタン	コロンビア*	ガイアナ	メキシコ*	サモア	ウルグアイ*
アルバニア	コモロ	ハイチ	ミクロネシア（連邦）	サンマリノ	ウズベキスタン
アルジェリア*	コンゴ*	ホンジュラス	モナコ	サントメプリンシペ	バヌアツ
アンドラ	クック諸島	ハンガリー	モンゴロ	サウジアラビア*	ベネズエラ（ボリバル共和国）
アンゴラ	コスタリカ	アイスランド	モンテネグロ	セネガル	ベトナム
アンティグアバーブーダ	コートジボワール	インド*	モロッコ	セルビア	イエメン
アルゼンチン*	クロアチア	インドネシア	モザンビーク	セイシェル	ザンビア
アルメニア	キューバ*	イラン（イスラム共和国）	ミャンマー	シエラレオネ	ジンバブエ
オーストラリア*	キプロス	イラク	ナミビア	シンガポール*	
オーストリア	チェコ	アイルランド*	ナウル	スロバキア	
アゼルバイジャン	朝鮮民主主義人民共和国	イスラエル	ネパール	スロベニア	
バハマ	コンゴ民主共和国	イタリア*	オランダ	ソロモン諸島	
バーレーン	デンマーク	ジャマイカ	ニュージーランド	ソマリア	
バングラデシュ	ジブチ	日本*	ニカラグア	南アフリカ*	
バルバドス	ドミニカ国	ヨルダン	ニジェール	南スーダン	
ベラルーシ	ドミニカ共和国	カザフスタン	ナイジェリア*	スペイン*	
ベルギー	エクアドル*	ケニア*	北マケドニア	スリランカ	
ベリーズ	エジプト*	キリバス	ノルウェー	スーダン	
ベナン	エルサルバドル	クウェート	オマーン	スリナム	
ブータン	赤道ギニア	キルギスタン	パキスタン	スウェーデン*	
ボリビア	エリトリア	ラオス人民民主共和国	パオ	スイス	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エストニア	ラトビア	パナマ*	シリアアラブ共和国	
ボツワナ	エスワティニー	レバノン	パプアニューギニア	タジキスタン	
ブラジル*	エチオピア	レソト	パラグアイ	タイ	
ブルネイダルサラーム	フィジー	リベリア	ペルー	東ティモール	
ブルガリア	フィンランド	リビア	フィリピン	トーゴ	
ブルキナファソ	フランス*	リトアニア	ポーランド	トンガ	
ブルンジ	ガボン	ルクセンブルク	ポルトガル	トリニダード・トバゴ	
カボベルデ*	ガンビア	マダガスカル	カタール	チュニジア	
カンボジア	ギニア	マラウイ	大韓民国*	七面鳥*	
カメルーン	ドイツ*	マレーシア*	モルディバ共和国	トルクメニスタン	
カナダ*	ガーナ	モルディブ	ルーマニア	ツバシ	
中央アフリカ共和国	ギリシャ	マリ	ロシア連邦*	ウガンダ	
チャド	グレナダ	マルタ	ルワンダ	ウクライナ	
チリ	グアテマラ	マーシャル諸島	セントクリストファー・ネイビス	アラブ首長国連邦*	
中国*	ギニア	モーリタニア	セントルシア	イギリス*	
	ギニアビサウ	モーリシャス	セントビンセントおよびグレナ	タンザニア連合共和国*	
			ディーン諸島	アメリカ*	



※外務省（国際民間航空機関（ICAO）とは） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000755.html

4) パスポート（旅券）

外国人旅券に「富士山と桜」 法務省が証印シール変更

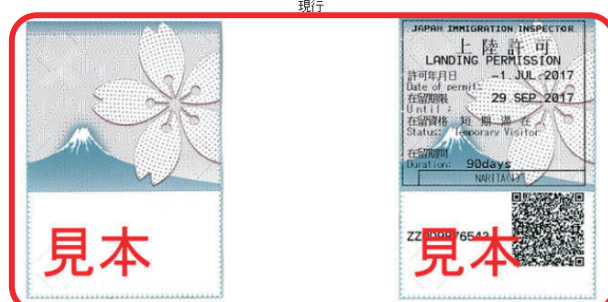
法務省は平成30年2月16日、外国人の入国審査時にパスポート（旅券）に貼る証印シールのデザインについて、現在の「桐（きり）」から「富士山と桜」に変えるを発表した。平成30年2月21日から切り替えた。2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、外国人になじみのある絵柄に変えて、日本の観光の記念にしよう。

証印シールは入国審査官が貼るもので、入国を認めた日付や在留期限、在留資格などが印字される。山頂に雪が積もった富士山を背景に、桜の花を大きく描いた。上川陽子法相は16日の記者会見で「観光立国推進のための『おもてなし』の一環で、新しいデザインを楽しんでほしい」と話した。

17年の訪日外国人客数は約2800万人で、政府は20年に4000万人に増やす目標を掲げている。



＜検索＞
法務省 証印シール



※日本に入国された外国人のみならず <https://www.moj.go.jp/isa/support/guidance/index.html>

4) パスポート（旅券）

旅券（パスポート）の別名併記制度について

外務省：令和3年4月1日

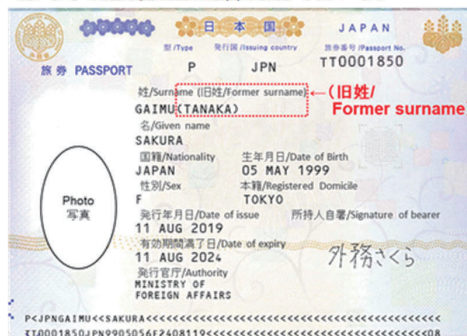
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_002789.html

日本の旅券は、ICAO（国際民間航空機関）文書第9303号に準拠して作成され、旅券面の氏名は、戸籍に記載されている氏名を記載することとしています。ただし、旅券申請者からの申出を受け、外務大臣又は領事官が、公の機関が発行した書類等により戸籍に記載されている氏名以外の氏及び（又は）名を確認し、申請者の海外渡航や外国での生活等の便宜から特に必要と判断した場合に、戸籍に記載されている氏名に加えて併記を認めることがあります。この場合、戸籍上の氏名に続けて、括弧書きで氏及び（又は）名（注）が記載されます。

【参考1】通常の日本旅券（イメージ）



【参考2】旧姓の記載された日本旅券（イメージ）



【参考3】別姓及び（又は）別名を併記した日本旅券（イメージ）



4) パスポート（旅券）

2025年3月以降の旅券発給体制の変更等について（お知らせ）

外務省：2024/6/26

https://www.eg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00811.html



6月21日、日本政府は旅券法施行令を閣議決定し、本日26日公布されました。それにより今後生じる旅券の発給体制の変更などについて、概要以下のとおりご案内いたします。なお詳細は、今後随時、領事メール・当館ホームページ等でご案内して参ります。

1 旅券発給体制の変更と、それによって生じる影響など

現在旅券は、一部を除く在外公館や国内旅券事務所に配備されている作成機を用い、それぞれの拠点で作成作業が行われていますが（分散作成方式）、**2025年（令和7年）3月24日以降**については、旅券の作成拠点が日本国内の国立印刷局のみに集約され、同局にて集中的に作成される体制（集中作成方式）に変更されます。

これに伴い、旅券申請から発給までに要する期間が、特に国外においては本邦からの物理的な輸送に要する期間も加わるることとなることから、これまでに比して長期化することとなります。

2 旅券冊子の変更

国立印刷局にて集中作成される旅券（2025年旅券）は、**これまで以上に高度な偽変造防止対策が講じられ、同じく偽変造防止対策の一環により人定事項ページにはプラスチック基材が用いられます。**顔写真は、**同プラスチック基材にレーザー加工で印画されるため、白黒となります。**

3 申請方法による手数料の変更

2025年（令和7年）3月24日以降、申請方法により手数料が以下のとおり変更となります。（在外公館窓口で現金払いされる場合には、以下邦貨建ての金額を年度毎の換算率にて換算した現地通貨額にてお支払い頂きます。）

4 オンライン申請時の戸籍謄本提出の省略

2025年（令和7年）3月24日以降、オンライン申請された場合、且つマイナポータル上で所定の操作を行うことで、（新規申請などで戸籍謄本の提出が必要な場合においても）法務省から戸籍情報がシステム連携され、同戸籍謄本の提出が不要となります。

4) パスポート (旅券)

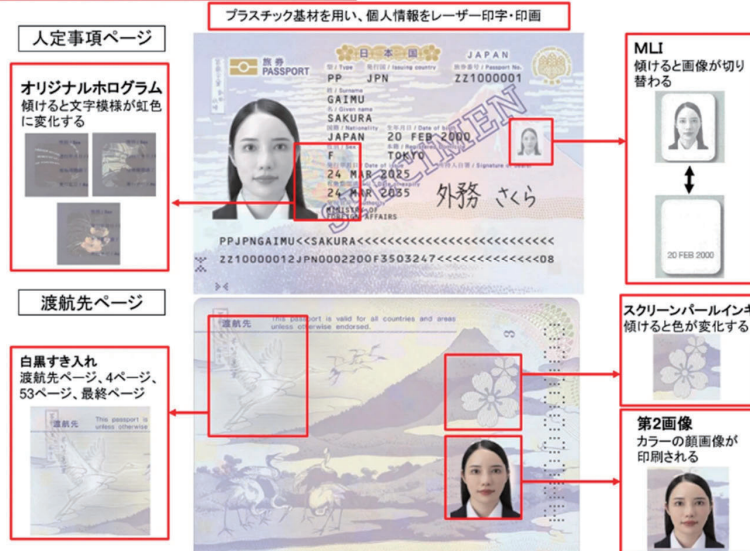


2025年旅券の顔写真ページ



現行旅券の顔写真ページ

参考: 2025年旅券の偽変造防止技術の例



2025年旅券とはどんなパスポートですか？

2025年旅券とは、偽造・変造対策を大幅に強化する目的で、旅券の顔写真ページにプラスチック基材を用い、文字や顔写真をレーザーにより印字・印画した新型のICチップ搭載旅券です。日本銀行券（紙幣）も製造している国立印刷局で作成します。2025年3月24日申請受理分から導入するので、2025年旅券と呼んでいます。



※2025年旅券の偽変造防止技術

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pagew_000001_01222.html

4) パスポート (旅券)

<各国の元首名等一覧表>

★外国で発行された旅券に関して★

インド	米国	アイスランド	ブルガリア	エスワティニ	ボツワナ
インドネシア	カナダ	アイルランド	ベラルーシ	エジプト	マダガスカル
カンボジア	アルゼンチン	アゼルバイジャン	ベルギー	エチオピア	マラウイ
シンガポール	アンティグア・バーブーダ	アルバニア	ポーランド	エリトリア	マリ
スリランカ	ウルグアイ	アルメニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ガーナ	南アフリカ
タイ	エクアドル	アンドラ	ポルトガル	カーボヴェルデ	南スーダン
韓国	エルサルバドル	イタリア	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	ガボン	モザンビーク
中国	ガイアナ	ウクライナ	マルタ	カメルーン	モーリシャス
ネパール	キューバ	ウズベキスタン	モナコ	ガンビア	モーリタニア
パキスタン	グアテマラ	英国	モルドバ	ギニア	モロッコ
バングラデシュ	グレナダ	エストニア	モンテネグロ	ギニアビサウ	リビア
東ティモール	コスタリカ	オーストリア	ラトビア	ケニア	リベリア
フィリピン	コロンビア	オランダ	リヒテンシュタイン	コートジボワール	ルワンダ
ブータン	ジャマイカ	カザフスタン	リトアニア	コモロ	レソト
ブルネイ	スリナム	キプロス	ルーマニア	コンゴ共和国	
ベトナム	セントビンセント	ギリシャ	ルクセンブルク	コンゴ民主共和国	
マレーシア	セントクリストファー・ネイビス	キルギス	ロシア	サントメ・プリンシペ	
ミャンマー	セントルシア	クロアチア	アフガニスタン	ザンビア	
モルディブ	チリ	コソボ	アラブ首長国連邦	シエラレオネ	
モンゴル	ドミニカ国	サンマリノ	イエメン	ジブチ	
ラオス	ドミニカ共和国	ジョージア	イスラエル	ジンバブエ	
オーストラリア	トリニダード・トバゴ	スイス	イラク	スーダン	
キリバス	ニカラグア	スウェーデン	イラン	セーシェル	
クック諸島	ハイチ	スペイン	オマーン	赤道ギニア	
サモア	パナマ	スロバキア	カタール	セネガル	
ソロモン諸島	パラグアイ	スロベニア	クウェート	ソマリア	
ツバル	バルバドス	セルビア	サウジアラビア	タンザニア	
トンガ	ブラジル	タジキスタン	シリア	チャド	
ナウル	ベネズエラ	チェコ	トルコ	中央アフリカ	
ニウエ	ペルー	デンマーク	バーレーン	チュニジア	
ニュージーランド	ボリビア	ドイツ	ヨルダン	トーゴ	
バヌアツ	ホンジュラス	トルクメニスタン	レバノン	ナイジェリア	
バプアニューギニア	メキシコ	ノルウェー	アルジェリア	ナミビア	
パラオ		バチカン	アンゴラ	ニジェール	
フィジー		ハンガリー	ウガンダ	ブルキナファソ	
マーシャル		フィンランド		ブルンジ	
ミクロネシア		フランス		ベナン	

※外務省 各国の元首名等一覧表 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/po/page22_001297.html

5) 在留カード・特別永住者証明書について

入国管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



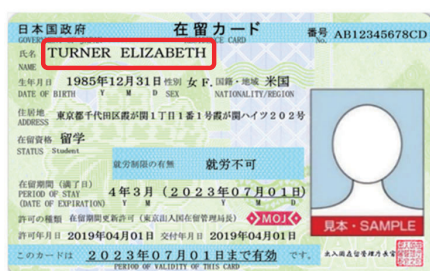
「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001578.pdf>



5) 在留カード・特別永住者証明書について

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。



在留カードには「有効期間」があります。
在留カードの有効期間は、次のとおりです。

＜永住者＞
16歳以上の方 交付の日から7年間

16歳未満の方 16歳の誕生日まで

＜永住者以外＞
16歳以上の方 在留期間の満了日まで

16歳未満の方 在留期間の満了日又は
16歳の誕生日のいずれか早い日まで

主な在留資格	在留期間 (太字は新設されるもの)
「技術」, 「人文知識・国際業務」等の就労資格 (「興行」, 「技能実習」を除く)	5年 , 3年, 1年, 3月 (注)
「留学」	4年3月 , 4年 , 3年3月 , 3年 , 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月, 3月 (注)
「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」	5年 , 3年, 1年, 6月

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず在留カードは交付されません。



5) 在留カード・特別永住者証明書について

2012年（平成24年）7月9日から新しい在留管理制度が導入されました。



特別永住者証明書には「有効期間」があります。

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

16歳以上の方

各種申請・届出後7回目の誕生日まで

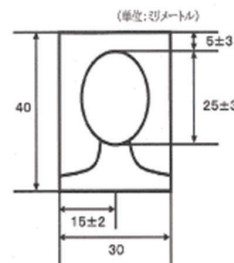
（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

16歳未満の方

16歳の誕生日まで

特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要

1. 申請人本人のみが撮影されたもの
2. 縁を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの
（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
3. 無帽で正面を向いたもの
4. 背景（影を含む。）がないもの
5. 鮮明であるもの
6. 提出の日前3か月以内に撮影されたもの



※法務省 入国管理局より http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/#change

5) 在留カード・特別永住者証明書について

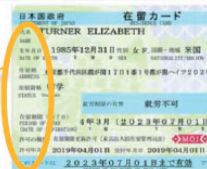
絵柄がグリーン色に変化

カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



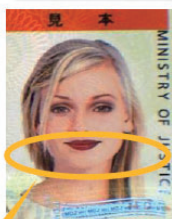
左端がピンク色に変化

カードを上下方向に傾けると、色がグリーンからピンクに変化します。



ホログラムが3D的動き

カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



文字の白黒が反転

銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



5) 在留カード・特別永住者証明書について

「在留カード」の主な記載内容

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間（満了日）

在留期間中は（満了日まで）本邦に在留することができます。

（表面）

就労制限の有無

就労不可

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。（注）

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べるができます。（詳細は裏面へ）

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

※2019年4月1日以降
出入国在留管理庁長官

カードの透かし文字

暗い場所で、カードおもて面側から強い光を直に当てて透かして見ると、右図のような「MOJMOJ」の透かし文字が見えます。

【在留資格一覧（令和7年8月1日時点）】

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者



5) 在留カード・特別永住者証明書について

在留カード及び特別永住者証明書の記載事項

在留カード及び特別永住者証明書のイメージは、別添のとおりで、大きさは現行の外国人登録証明書（甲）又は運転免許証と同程度（おおむね縦5.4cm、横8.6cm前後）。外国人登録証明書においては、登録する事項のほとんどが記載されるのに対して、在留カード等には、必要最小限の情報のみを記載することとしています。具体的な記載事項等は以下のとおりです。

イ 記載方法及び内容

以下（ア）を除き、記載は日本語（漢字、カタカナ、ひらがな）により行います。

（ア）氏名の表記

① アルファベットで記載

旅券などの疎明資料に従い、原則としてアルファベットで記載します。

なお、文字数が多い場合には、上段に続けて下段にも記載します。

② 漢字併記（※）

アルファベットによる氏名の表記を原則としつつ、漢字（正字）の併記を可能とする。

（イ）年月日の表記

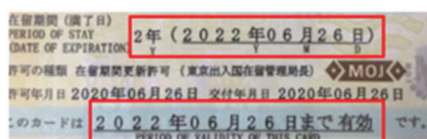
西暦で記載する。

※：在留カードや特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてアルファベット表記になります。

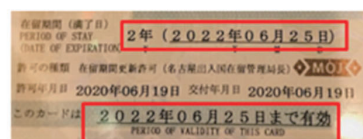
ただし、漢字圏外国人の方は、在留カードや特別永住者証明書に漢字氏名の併記を希望することができます。

なお、アルファベット氏名を確認できる資料（旅券など）がない場合は、漢字氏名のみでの記載となります。

住民票に記載される氏名は、在留カードや特別永住者証明書に記載されている氏名と同一の表記になります。



（左）偽造在留カード



（右）正しい在留カード

画像は、左側が偽造在留カード、右側が本物の在留カードで、左側の偽造在留カードは2020年6月に実際に使用されていたものです。こちらの偽造在留カードは、在留期間や有効期限がすべて半角で書かれています。在留期間や左下の在留カード有効期限の数字が半角になっている、もしくは半角と全角が両方使われている場合は、偽造在留カードの可能性あります。本物は全て「全角」で記載されています。

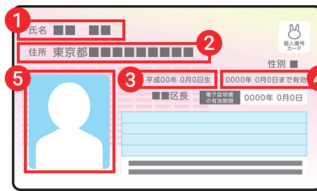


☆本人確認書類のコピー時の注意（マスキング） ☆



運転免許証

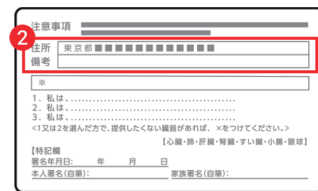
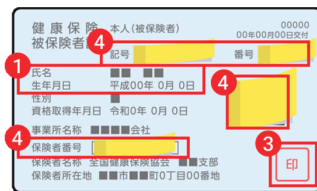
- 1.氏名、住所、生年月日
 - 2.有効期限
 - 3.免許証番号
 - 4.顔写真
 - 5.公安印
 - 6.裏面に記載がある場合は公安印が鮮明であることを確認
- ☆「臓器提供意思表示欄」をマスキング



マイナンバーカード

- 1.氏名
 - 2.住所
 - 3.生年月日
 - 4.有効期限
 - 5.顔写真
- ☆裏面コピーする際「マイナンバー・QRコード」をマスキング

2016年1月1日以降、マイナンバーカードを本人確認書類として用いることが可能ですが、個人番号などの情報収集は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第15条および第20条に基づき、原則として禁止されています。



健康保険証（社会保険証・国民健康保険被保険者証）

- 1.氏名、住所
 - 2.住所
 - 3.公印
- ☆各種健康保険証を提出する場合、
「臓器提供欄・保険者番号・被保険者の記号・番号・枝番・QRコード」をマスキング

健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正され、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されています。今後も、本人確認等のために被保険者証（いわゆる「保険証」）等の提示を求めることは可能ですが、その際には、この告知要求制限に抵触しないようご留意いただく必要があります。

6) コンビニ交付証明書について

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付
<https://www.lg-waps.go.jp/>



郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスについて

对象人口

	導入団体	対象人口
令和6年4月1日時点	1, 290	11, 907万人
令和6年度末見込み	1, 291	11, 910万人



年度別交付通数

種別	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住民票	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,255
住記載	14,418	22,577	31,693	51,625	96,150	161,022	248,266
印鑑	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,836
税	175,996	255,328	338,597	530,124	976,462	1,474,902	2,145,996
戸籍	112,206	192,234	300,519	493,285	940,863	1,734,345	3,288,046
附票	11,869	17,575	27,324	44,523	84,913	135,658	225,416
合計	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,895,815

※ 令和5年度の数値は、令和6年4月1日時点のもの

※マイナンバーカードの円滑な取得および福祉施設等における管理について・総務省（令和6年5月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001279524.pdf>

6) コンビニ交付証明書について

市区町村の参加状況

(令和7年7月15日現在)

都道府県	参加団体数	参加人数	参加団体	都道府県	参加団体数	参加人数	参加団体
北海道	72	179	40%	札幌市	19	19	100%
青森県	21	40	53%	大津市	6	6	100%
岩手県	27	33	82%	大津市	6	6	100%
宮城県	25	35	71%	大津市	6	6	100%
秋田県	21	25	84%	大津市	6	6	100%
山形県	32	35	91%	大津市	6	6	100%
福島県	41	59	68%	大津市	6	6	100%
茨城県	43	44	98%	大津市	6	6	100%
栃木県	25	25	100%	大津市	6	6	100%
群馬県	26	63	74%	大津市	6	6	100%
埼玉県	62	63	98%	大津市	6	6	100%
千葉県	52	54	94%	大津市	6	6	100%
東京都	51	62	82%	大津市	6	6	100%
神奈川	33	33	100%	大津市	6	6	100%
新潟県	30	77%	新潟県	大津市	6	6	100%
富山県	15	100%	富山県	大津市	6	6	100%
石川県	18	19	95%	大津市	6	6	100%
福井県	16	17	94%	大津市	6	6	100%
山梨県	24	27	89%	大津市	6	6	100%
長野県	61	77	79%	大津市	6	6	100%
岐阜県	34	42	81%	大津市	6	6	100%
静岡県	35	35	100%	大津市	6	6	100%
愛知県	43	54	80%	大津市	6	6	100%
三重県	22	29	76%	大津市	6	6	100%

※1-1 IS地方公共団体情報システム機構 最新情報より

https://www.i-lis.go.jp/rdd/card/convinikuufu/cms_93097920214.html

6) コンビニ交付証明書について

参加団体と設置拠点数

(令和7年7月15日現在)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

※各種税証明・・・所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書など

		提供サービス							
		住民票の 写し	住民票記載 事項証明書	印鑑登録 証明書	各種税 証明書	戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
						(住≠本)		(住≠本)	
参加団体数	1,371	1,371	241	1,371	978	789	706	746	675
取組比率	-	100%	18%	100%	71%	58%	51%	54%	49%

キオスク端末設置拠点数 全国55,000超の拠点でコンビニ交付がご利用できます。

※拠点数は令和7年3月末時点の数値。

業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(6月)	業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(6月)	
コンビニエンスストア	セブン-イレブン	21,426	H22. 2. 2	1,953,159	51.3%	生活協同組合コープさっぽろ	5	R5.3.19	17	0.0%
	ローソン	13,622	H25. 4. 4	764,063	19.4%	カスミ	149	H31. 4. 17	690	0.0%
	ファミリーマート	16,012	H25. 9. 2	874,455	22.5%	仁科百貨店	3	R1. 6. 19	7	0.0%
	セイコーマート	1,175	H26. 9. 1	12,444	0.3%	ラルズ	60	R1. 6. 19	254	0.0%
	ミニストップ	1,773	H28.12.21	50,925	1.4%	ユニバース	9	R1. 9. 18	193	0.0%
	ポプラ	83	H29. 9. 22	685	0.0%	道南ラルズ	2	R3. 5. 19	6	0.0%
	ハセガワストア	12	R3.5.19	16	0.0%	遠鉄ストア	1	R4.5.18	26	0.0%
	タイエー	3	R3.8.12	5	0.0%	株式会社サンフレッシュ	1	R5.2.15	25	0.0%
	JR東日本クロスステーション	8	R5.9.13	19	0.0%	ウエルシア薬局	50	H30. 2. 13	131	0.0%
	山崎製パン株式会社	1	R7.2.19	476	0.0%	中野薬品	63	H31. 4. 17	39	0.0%
郵便	日本郵便	2	H29.10. 2	3	0.0%	公益社団法人ふる里公苑	1	R6.8.1	11	0.0%
全国系スーパー	イオンリテール	385	H26. 9. 1	6,787	0.2%	株式会社GA technologies	1	R6.8.8	47	0.0%
	イオン北海道	109	H29.11. 1	779	0.0%	団体 市区町村庁舎	613	H27. 7. 20	174,727	4.9%
	イオン九州	277	R5. 4. 27	1,920	0.0%		合 計	56,209		3,845,716
	イオン琉球	34	H30.10.22	367	0.0%					
	イオンウエルシア九州	13	R5.4.6	19	0.0%					
	光洋	29	H30.11.19	208	0.0%					
	イオン東北	49	H31. 1. 9	587	0.0%					
	福井県民生活協同組合	8	R2. 3. 18	48	0.0%					
	マックスバリュ東海	15	R2. 7. 15	765	0.0%					
	フジ	16	R2. 8. 19	1,151	0.0%					
地方スーパー	生活協同組合コープしが	1	R3. 3. 17	9	0.0%					
	平和堂	72	H30. 3. 22	26	0.0%					
	丸久	10	H30. 7. 10	91	0.0%					
	マルトグループホールディングス	4	H30. 9. 1	19	0.0%					
	スパーク	6	H31. 3. 20	31	0.0%					
	タイエー	106	R6.5.8	486	0.0%					

合計設置拠点数
(令和7年3月末時点)

2,001 以上	
1,501-2,000	
1,001-1,500	
501-1,000	
101-500	

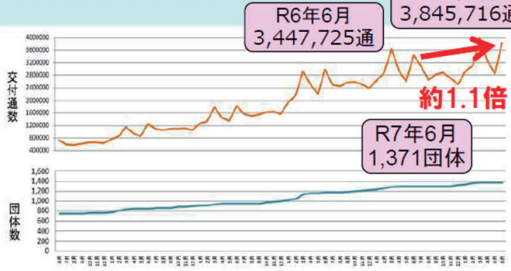
※J-LIS地方公共団体情報システム機構 最新情報より https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93097920214.html

6) コンビニ交付証明書について

コンビニ交付の利用状況

(令和7年7月15日確定値)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
合計	2,609,932	3,447,725	3,103,258	2,644,546	2,830,747	2,891,810	2,708,523
団体数	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,297	1,300
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
合計	2,505,306	2,920,956	3,097,259	4,001,430	3,256,889	2,845,420	3,845,716
団体数	1,324	1,337	1,354	1,369	1,371	1,371	1,371

年度別交付通数

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
住民票	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,371	17,129,178	4,788,906	66,380,522
住記載	51,625	96,150	161,022	248,270	286,754	81,206	1,003,726
印鑑	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,923	12,173,744	3,291,304	47,128,354
税	530,124	976,462	1,474,902	2,146,003	2,679,033	1,007,695	9,764,754
戸籍	493,285	940,863	1,734,345	3,288,104	3,185,593	717,157	11,073,325
附票	44,523	84,913	135,658	225,416	243,293	61,757	864,700
合計	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,896,087	35,697,595	9,948,025	136,215,381

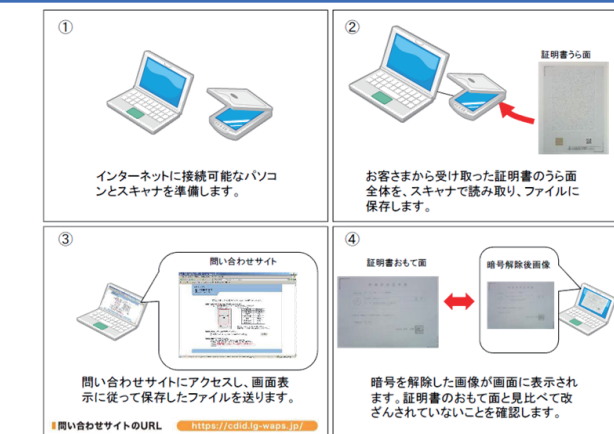
交付割合(交付通数の多い市区町村 ー令和7年6月実績ー)

	全国	大阪市	横浜市	福岡市	熊本市	札幌市
月間交付通数	3,845,716	106,250	102,467	65,623	58,937	57,089
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	50.7%	51.0%	46.9%	42.9%	43.2%	44.9%
他市区町村でのコンビニ交付割合	21.2%	10.8%	15.2%	10.8%	8.6%	7.6%

※J-LIS地方公共団体情報システム機構 最新情報より https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93097920214.html

6) コンビニ交付証明書について

スクランブル画像の確認の流れ



利用できる市区町村

お住まいの市区町村または本籍地がコンビニ交付サービスを提供しているかを確認できます。都道府県、市区町村を選択し、検索してください。

市区町村名	利用できるカード	提供店舗
中国・四国	マイナンバーカード	〇 (株) セブシ・イレブシ・ジャパ
	住基カード	× 株式会社ローソン
九州・沖縄	発行可能な証明書	〇 株式会社ファミリーマート
	住民票の写し	〇 株式会社セイヨーマート
近畿	住民票記載事項証明	× イオンリテール株式会社
	印鑑登録証明	〇 株式会社エコープ農産品
	各種税証明	〇 ミニストップ株式会社
	戸籍	〇 株式会社ポプラ

【確認2】原本性の確認

※コンビニエンスストアで発行される証明書に使われる用紙は一般的なコピー用紙になっています。よって、原本を両面コピー（カラー）でとられてしまうと、【確認1】の方法では原本かどうかは判断できません。

ここで、裏面の「偽造防止検出画像」の部分に赤外線ライトを当てPC若しくはディスプレイに表示させることで特殊な印刷をされている部分に「証」という文字が浮き上がります。当然、原本をコピーした用紙の「偽造防止検出画像」部分に赤外線ライトを当てても何も表示されません。



※地方公共団体情報システム機構 <https://www.lg-waps.go.jp/01-04.html>

7) アプリの活用

- ・ IDリーダ (LibJeID)
- ・ マイナンバーカード対面確認アプリ
- ・ マイナ免許証読み取りアプリ
- ・ 利用者クライアントソフトのダウンロード・JPKI利用者ソフト
- ・ 在留カード等読取アプリケーション
- ・ 在留カード等番号失効情報照会
- ・ 利用できる市区町村
- ・ 運転免許証番号のヒミツ(Free みんなの便利帳)
- ・ 券面事項表示ソフト

デジタル化対応可能な本人確認書類

①マイナンバーカード



マイナンバーカードのICチップに関するお問い合わせ先

総務省住民制度課
TEL : 03-5253-5517
FAX : 03-5253-5592

②運転免許証



運転免許証のICチップに関するお問い合わせ先

警察庁運転免許課
TEL : 03-3581-0141 (代)

③在留カード



在留カードのICチップに関するお問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室
TEL : 03-3580-4111
(内線5688)

④パスポート



パスポートのICチップに関するお問い合わせ先

外務省領事局旅券課
TEL : 03-5501-8167
FAX : 03-5501-8166

➤ 上記、本人確認書類はいずれも公的機関が発行していること及びICチップが搭載されており、偽造困難であることから、当施策における本人確認書類として想定しております。

※内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室・総務省(令和2年3月25日) <https://www.nichigoshou.net/topics/images/20200227.pdf>

7) アプリの活用

本人確認書類のICチップをスマホのNFCで読み取るライブラリ「LibJeID」(無償/有償)

このライブラリLibJeID(リブジェイド: Library for Japan Electronic ID)は、まずはAndroidアプリ向けに提供し、全機能が利用可能な有償版と、券面テキストデータと顔写真画像が読取可能な無償版が選択できます。

LibJeIDを利用することで、改正犯罪収益移転防止法に対応し、電子証明書を利用した真正性を伴う本人確認をネットのみで完結させることができます。※作者または著作権者(OSSTech株式会社)は、ライブラリに関してなんら責任を負いません。(損害賠償責任も含みます)

スマホ



Android	運転免許証	マイナンバーカード	パスポート	在留カード 特別永住者証明書
iOS(iphone)	運転免許証	マイナンバーカード	未対応 パスポート	在留カード 特別永住者証明書



※本人確認書類のICチップをスマホのNFCで読み取るライブラリ <https://www.osstech.co.jp/product/libjeid>

7) アプリの活用



「マイナンバーカード対面確認アプリ」

マイナンバーカード対面確認アプリ

マイナンバーカード対面確認アプリ – 主な画面

ホームをひらく

ホームをひらき、照合番号の読み取りに進みます



照合番号を読み取る

お客さまからカードを受け取り、カメラで照合番号を読み取ります



ICチップを読み取る

マイナンバーカードが近づいて、ICチップを読み取ります



内容を確認する

読み取った内容を確認します



マイナンバーカード
対面確認アプリ

※スマホ内に、事業者の確認の記録として、「確認の日時」、カードの券面に関する情報としては「生年月日6桁を除く照合番号(8桁)」を保存し、後から確認できるようにする。個人情報には保存しない。

利用シーン

- ・金融機関での取引のための本人確認時
- ・携帯電話の契約のための本人確認時
- ・中古品の買取のための本人確認時
- ・自治体窓口での本人確認時
- ・その他、マイナンバーカードの対面での本人確認が必要なとき

確認できる情報

マイナンバーカードに格納された、以下の情報と読み取り日時がアプリ画面に表示されます。

- ・顔写真(白黒)
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・有効期限
- ・セキュリティコード



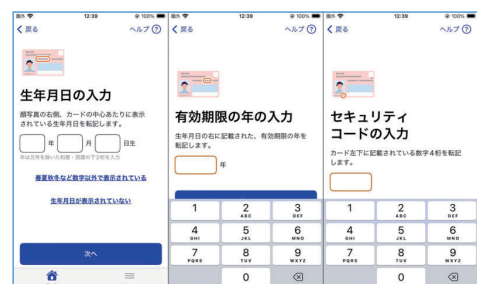
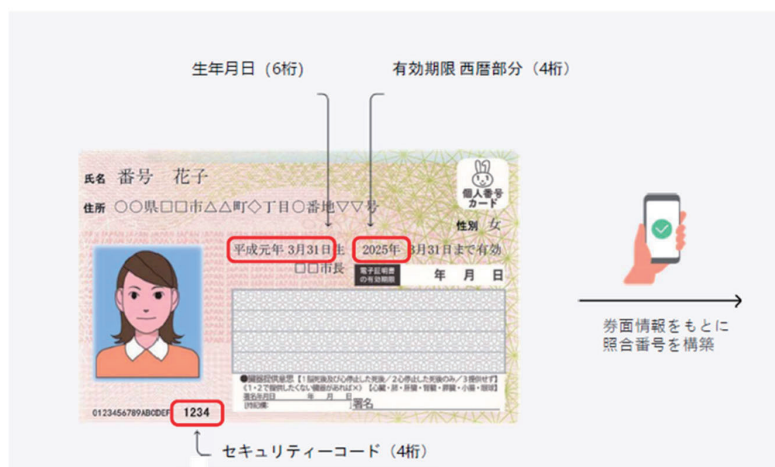
※マイナンバーカード対面確認アプリ : <https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>

7) アプリの活用



「マイナンバーカード対面確認アプリ」

参考:券面情報をもとに照合番号を構築



照合番号B (14桁)

010331 2025 1234

生年月日(6桁) 有効期限 西暦部分(4桁) セキュリティコード(4桁)

Q. 個人情報はアプリに保存されますか。

- A. マイナンバーカードから読み取った個人情報(氏名や顔写真などの個人が特定できる情報)をアプリ内に保存する機能はありません。なお、カードの有効期限(年)およびセキュリティコード(カード表面記載の4桁の番号)が履歴確認のために保存されます。

【スクリーンショット機能について】

端末(Android,iOS)のスクリーンショット機能を用いてカードの読み取り結果を保存することは可能です。スクリーンショットによる保存は、対面でカードを預かった人が目視で確認可能な氏名等の券面情報を保存することに限られます。カード表面を控えとしてコピーすることと同等で、それ以上の個人情報にアクセスできるものではなく、その取得、利用、保管について、個人情報保護法を遵守して適切な取扱いを行うことになります。



※マイナンバーカード対面確認アプリ : <https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>

7) アプリの活用

「マイナ免許証読み取りアプリ」

マイナ免許証読み取りアプリ
専用サイト

ホーム お知らせ よくある質問 利用規約 プライバシーポリシー

マイナ免許証から
免許情報をかんたんに

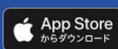
令和7年 3/24 運用開始



マイナナンバーカード
対面確認アプリ



マイナナンバーカードから免許情報を簡単に読取・表示



令和4年の道路交通法の改正により、マイナナンバーカードと運転免許証・運転経歴証明書との一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日（月）から全国で運用開始となります。
免許証の免許情報が記録されたマイナナンバーカード、いわゆるマイナ免許証や、運転経歴証明書の運転経歴情報が記録されているマイナナンバーカード、いわゆるマイナ経歴証明書を保有している方は、本サイトで案内している「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールして、マイナ免許証やマイナ運転経歴証明書に記録された免許情報、運転経歴情報を確認することができます。



※マイナ免許証読み取りアプリ : <https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>

7) アプリの活用

「JPKI利用者ソフト」

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が発行する、マイナナンバーカードに搭載される電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の利用や、電子証明書の内容を表示する機能、有効性の確認をする機能（利用者クライアントソフト）を提供するものです。



JPKI利用者ソフト

地方公共団体情報システム機構 ツール

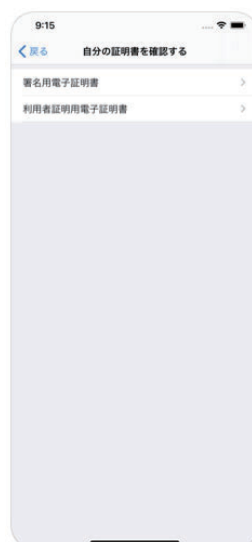


ICカードセット案内



ICカードをセットしてください。

? セット方法がわからないとき



Android（GooglePlay）・iOS（AppStore）より【JPKI利用者ソフト】を検索して、インストールを行います。

※マイナナンバーカードのパスワード制限について

- ・利用者証明書用電子証明書（数字4桁）：連続3回まで
- ・署名用電子証明書（英数字6～16文字）：連続5回まで

もしロックがかかってしまった場合は、発行元の自治体窓口にて再設定が必要となります。



※公的個人認証サービスポータルサイト <https://www.jpki.go.jp/download/index.html>

7) アプリの活用

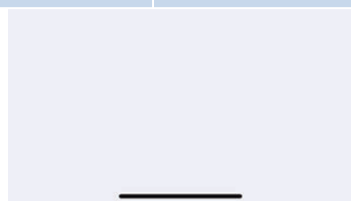
「JPKI利用者ソフト」シュミレーション【公的個人認証サービス電子証明書】 スマホでマイナンバーカード電子証明書有効性検証



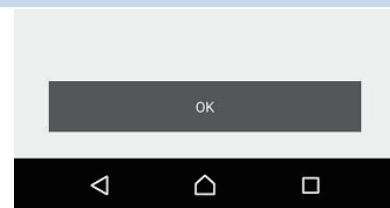
確認結果

電子証明書の状態によって確認結果は次のように表示されます。

「有効」	電子証明書が有効であることを示します。
「失効申請受理済み」	失効申請受理状態になりますが、失効状態になるのは翌日以降からとなります。
「失効済み」	失効済みであり、この状態で電子申請をすることはできません。
「有効期限切れ」	有効期限が切れており、この状態で電子申請をすることはできません。
「一時保留」	一時保留状態であり、この状態で電子申請をすることはできません。



iPhone

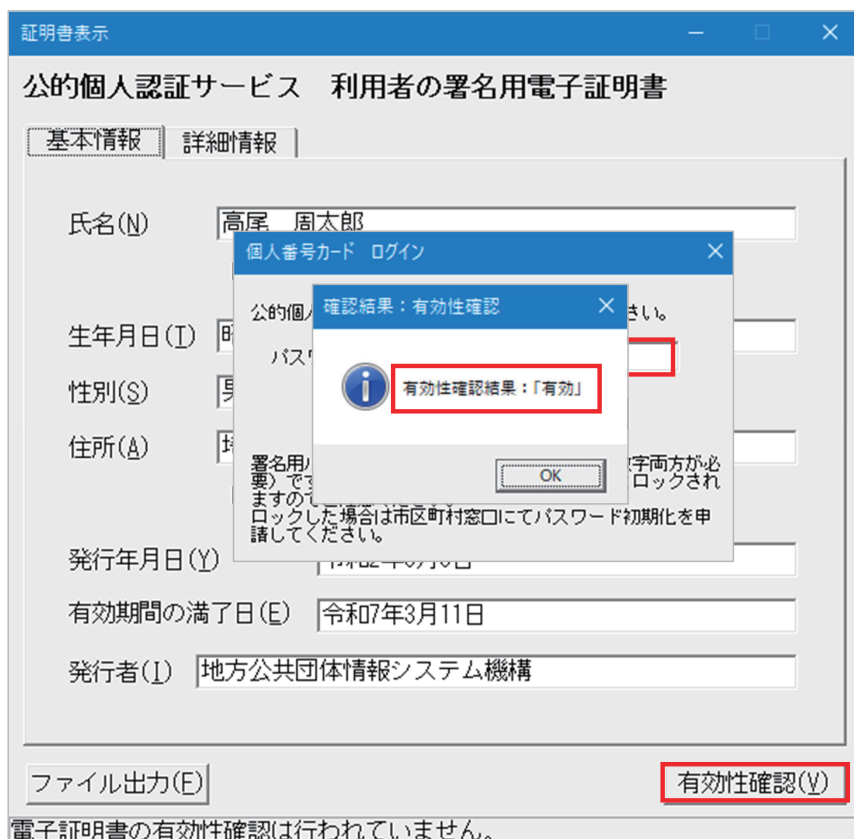


Android



※公的個人認証サービスポータルサイト <https://www.jpki.go.jp/download/index.html>

【確認】シュミレーション【公的個人認証サービス電子証明書】 マイナンバーカード電子証明書有効性検証



利用者クライアントソフトのダウンロード
<https://www.jpki.go.jp/download/>



7) アプリの活用

法務省入国管理局 【在留カード等読取アプリケーション】

Windows

スマホ

在留カード及び特別永住者証明書のICチップに記録された氏名等の情報を表示させ、在留カード等が偽変造されたものであることを確認できるアプリケーションです。

在留カード等読取アプリケーション

公開日 2020年12月25日

対応OS Windows
macOS
Android
iOS

無料で利用できます

このアプリケーションはICチップの情報を表示します

出入国在留管理庁

正常な在留カードを読み取りました
Read a fully functioning residence card

改ざん検証結果
Falsification verification

発行元検証結果
Issuer verification

異常なカードを読み取りました
Read an abnormal card

改ざん検証結果
Falsification verification

発行元検証結果
Issuer verification

在留カード等の故障や偽造の可能性があります
次の相談窓口からご相談ください
相談窓口: <http://www.moj.go.jp/isa/consultation/report/index.html>

The residence card may be damaged or forged
Please contact us from the following consultation counter
Consultation counter: <http://www.moj.go.jp/isa/consultation/report/index.html>

登録情報の照会
Registration information inquiry

在留カード等の登録情報を照会します
Check registration information of residence card, etc.

STEP 1
在留カード等番号を入力してください
Please enter the residence card number.

LD7690658AA

上に半角英大文字数字12桁を入力してください
Please enter 12 single-byte uppercase letters and numbers above.

正常な在留カードを読み取りました
Read a fully functioning residence card

改ざん検証結果
Falsification verification

発行元検証結果
Issuer verification

日本国政府 在留カード 氏名 LD7690658AA

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

在留期間 東京地方出入国在留管理庁1丁目1番1号第4階-イ2302号

在留期間 4年3月(2023年10月01日)

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

異常なカードを読み取りました
Read an abnormal card

改ざん検証結果
Falsification verification

発行元検証結果
Issuer verification

在留カード等の故障や偽造の可能性があります
次の相談窓口からご相談ください
The residence card, etc. may be damaged or forged. Please contact us from the following consultation counter.
相談窓口: <http://www.moj.go.jp/isa/consultation/report/index.html>

日本国政府 在留カード 氏名 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

在留期間 東京地方出入国在留管理庁1丁目1番1号第4階-イ2302号

在留期間 4年3月(2023年10月01日)

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

日本国政府 在留カード 氏名 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

在留期間 東京地方出入国在留管理庁1丁目1番1号第4階-イ2302号

在留期間 4年3月(2023年10月01日)

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日



※法務省入国管理局 在留カード等読取アプリケーション サポートページ <https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

7) アプリの活用

法務省入国管理局 【在留カード等番号失効情報照会】

Windows & Mac

スマホ

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。

外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則翌日になりますので、当日交付された在留カード等番号には対応していません。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、画面下段の「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

在留期間 東京地方出入国在留管理庁1丁目1番1号第4階-イ2302号

在留期間 4年3月(2023年10月01日)

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

特別永住者証明書 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

在留期間 東京地方出入国在留管理庁1丁目1番1号第4階-イ2302号

在留期間 4年3月(2023年10月01日)

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

在留期間満了日 2024年09月01日

(1) 在留カード等番号

(2) 在留カード等有効期間

間日

画像に表示されている文字を入力してください。

123456

問合せ

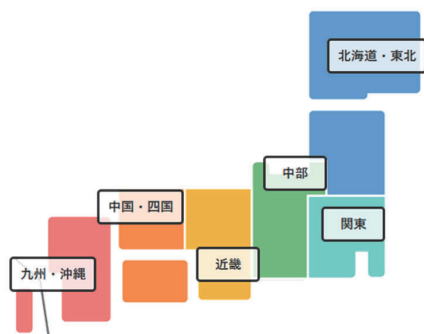


※法務省入国管理局 在留カード等番号失効情報照会 <https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

7) アプリの活用

「利用できる市区町村」

お住まいの市区町村または本籍地がコンビニ交付サービスを提供しているかを確認できます。
都道府県、市区町村を選択し、検索してください。



市区町村名：埼玉県上尾市

メンテナンス情報
2025/06/02 18:00から
2025/06/03 06:30まで以下の証明書は交付できません。
対象：全ての証明書

2025/05/29 14:30現在

利用できるカード		提供店舗	
マイナンバーカード	○	(株)セブン-イレブン・ジャパン	○
住基カード	×	株式会社ローソン	○
スマホ対応可否	○	株式会社ファミリーマート	○

コンビニ交付で利用するカードと 発行可能な証明書を確認できます！

お客から預かったコンビニ交付の
「住民票」「印鑑登録証明書」に記載されている
住所より、左記【利用できる市区町村】の都道府県
や市区町村を選択することで、検索結果一覧が表示
されます。

これをもとに、お客様が
「マイナンバーカード」「住基カード」
のどちらを使って、交付を受けたか？を確認
することができます。

これで、コンビニ交付証明書を提出するお客様の
本人確認をする際にどちらのカードで本人確認をし
たらよいか？
目安になります。

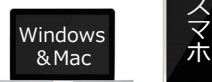
但し、自治体によっては
「マイナンバーカード」「住基カード」
両方に対応していることもありますので、その際は
別の確認手法も用いてください。



※利用できる市区町村 <https://www.lg-waps.go.jp/01-04.html>

7) アプリの活用

運転免許証番号のヒミツ (Free みんなの便利帳)



12桁の運転免許証番号は何を意味するのでしょうか？

- 運転免許証には、「番号」という欄に、
例えば「第 309156789010 号」のように12桁の数字が記載さ
れています。では、この番号の意味は何でしょうか？
- 運転免許証の番号には法則があります。
- お手元の運転免許証の番号を下の枠に入力してみてください。
もしくは、この例を入力してみてください。
例：500956789012 [←クリックでコピー](#)



[参考] 運転免許証番号を解析する

309156789011

解析する

リセット

※入力した番号は外部のサーバーに送信されたり保存されたりすることはありません。(当サイトが導入している「通信情報の暗号化・SSL」について)

※このプログラム及び解析結果はあくまでも参考です。正常に作動しない場合もあります。このプログラムの不具合・不都合等には責任を負いません。

1991年に、東京都で免許を取得し、その後1回、紛失などで再発行を受けたことがありますね!!

(学科試験はもしかして44点でしたか？ 冗談です!! そのような情報は入っていません)

※運転免許証番号のヒミツ※

<https://www.benricho.org/drivinglicense/>



7) アプリの活用

地方公共団体情報システム機構
マイナンバーカード総合サイト

Language Google 提供

申請・受取方法
申請状況確認

紛失・一時停止
セキュリティ

よくあるご質問

マイナンバー
(個人番号) とは

マイナンバーカード
について

交付申請書等
ダウンロード

Windows 端末向け
無料ツール

トップページ > 交付申請書等ダウンロード

検索 券面事項表示ソフト

交付申請書等ダウンロード

ダウンロード

オンライン申請

個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア

マイナンバーカード内のICチップに記録された券面事項を読み出すソフトウェアです。
主に、本人確認が必要となる窓口等において当該カードの真偽判定を補うケースや、住民の方がお持ちのカードの内容を確認するために利用されることを想定しています。

インストーラ・マニュアル

- 個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア インストーラ (Setup_nckhsw.exe) [↓](#)
- [はじめにお読みください](#) [\[PDF\]](#)
- 個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア利用マニュアル[2.1版] [\[PDF\]](#)

※個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェアのインストーラについては、自己解凍形式ファイルを配布する方法から、インストーラを直接ダウンロードする方法に見直しました。
既にご自身のパソコンにインストールし、ご利用いただいている方につきましては、これまでどおりご利用いただくことが可能です。
これからインストールを行う場合、既にパソコンに保存されている自己解凍形式のファイル(nckhsw.exe)は実行せずに削除し、最新のインストーラ(Setup_nckhsw.exe)を上記のリンクから改めてダウンロードしたうえで実行していただくようお願いいたします。
ご不便をおかけしますが、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

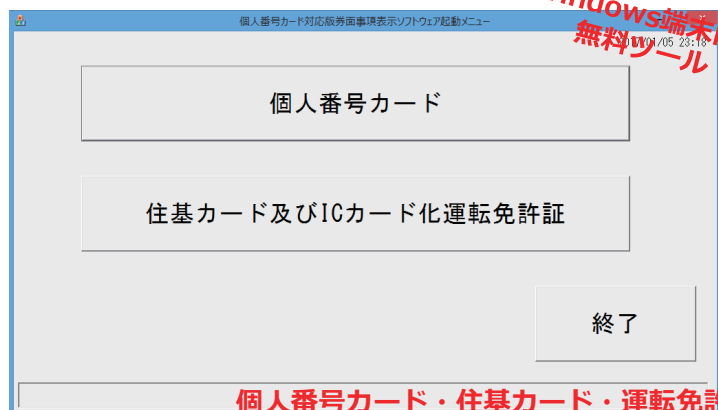


※地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/link/index.html>

7) アプリの活用



起動 個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア



個人番号カード・住基カード・運転免許証
(パスワード不要※) の原本確認が出来ます。

<事前準備>

- ①Windows10/11いづれからのPCを準備
- ②「券面事項表示ソフトウェア」をダウンロード&インストール
- ③ICカードリーダライタのドライバのインストール

<原本確認作業>

- ①個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェアを起動
- ②個人番号（マイナンバー）カードの場合は「個人番号カード」
住基カード若しくは運転免許証の場合は「住基カード及びICカード化運転免許証」
- ③カードをICカードリーダへ
- ④各必要事項へ入力（パスワードは忘れずに）
- ⑤エラー等表示されず、券面の内容が画面に表示されればOKです！



7) アプリの活用



【コンビニ交付証明書】

→原本確認を行います。

※法務局では登記申請の際に提出された場合には必ず原本の確認を行っています。



IDリーダー

LibJeID

【Web・ネット検索】

→運転免許証番号のヒミツ：免許証取得都道府県・取得時期

→利用できる市区町村：コンビニ交付証明書を持ち込まれた際

- 1) 所有者「住所」より発行元自治体を検索。
- 2) 発行する際に利用した証明書（マイナンバーカード・住基カード）どれを利用したかを確認し、本人確認で利用する証明書を判断します。
- 3) 証明書の原本確認をします。

→フリーのツールをフル活用しましょう！

7) アプリの活用

顔写真付1号書類確認方法一覧と注意事項

顔写真付1号書類	ICチップ搭載	券面（表）	券面（裏）	券面事項表示ソフト（Win）	JPKI利用者ソフト（Win/スマホ）	LibJeID IDリーダー（スマホ）
運転免許証	○	・有効期限 ・生年月日 ・番号	・更新事項 ・記載事項	○	×	○
マイナンバー（個人番号）カード	○	・有効期限 ・生年月日	・QRコード ・氏名 ・生年月日	○	○	○
パスポート（旅券）（※1）	○	ブラックライト	-	×	×	× iphone ○Android
在留カード 特別永住者証明書	○	・氏名 ・番号 ・有効期限 ・生年月日 ・在留資格	更新事項	×	×	○
運転経歴証明書（※2）	×	・生年月日 ・番号 ・記載事項	運転免許証と少し違う	×	×	×
住民基本台帳カード	○	・生年月日 ・有効期限 ・QRコード	更新事項	○	×	×

※1：平成24年4月1日以降交付のもの

※2：2020年2月4日以降に発給申請を受けた日本国旅券（パスポート）には所持人記入欄（ご住所・お名前前の記入欄）がないことから、お名前前の表記の確認のため、漢字のご署名のある旅券のご提示をお願いしております。
ローマ字でのご署名の場合はお受けできませんのでご了承ください。
また、現住所の記載のある公的書類等で、現在のご住所を確認いたします。

8) 事故事例とその他

8) 事故事例とその他

東京地裁平成26年12月18日判決

- 1) 替え玉が「権利証（登記済み証）を喪失した」と申し立てたため、司法書士が不動産登記法に基づく本人確認提供情報制度により本人確認
 - 2) 事前通知を行わなかった
 - 3) 運転免許証の提示を受け、その記載事項などを一応確認したものの、例によってこの**免許証が偽造**されたもので、その**有効期間が住民票や印鑑証明書（これらも偽造）に記載された生年月日と矛盾していたのに気が付かなかった**
 - 4) 住民票等の生年月日は昭和10年「5月23日」となっており、免許証の生年月日も同年月日となっていました、**免許証の有効期限は、生年月日の1か月先である「6月23日」となっていなければならないのに、この点を看過した**
 - 5) 委任状などに**押印された印影と偽造された印鑑証明書の印影が異なっていた**
- ※約4250万円の損害賠償

東京地裁 平成26年11月17日判決（判例時報2247号39頁）

- 1) 「売り主」から運転免許証や印鑑登録証明書の登記申請書類の真否確認を含む登記義務者の本人確認を委任された。
 - 2) 本件**運転免許証にはインクのにじみ**のようなものがあった。
 - 3) 本件**印鑑登録証明書にも印字のずれや消去した文字の残像**のようなものがあった。
 - 4) 本件印鑑登録証等に現れた不審な痕跡を看過し運転免許証の顔写真との風貌の一致や生年月日等を確認したのみで本人性の確認を終えている。
- ※ 1052万3400円の限度で損害賠償金
※ <http://www.retio.or.jp/info/pdf/99/99-88.pdf> (REITO)

アパホテルから12億円を騙し取った「地面師」

APAサイドは本人確認を住民基本台帳カードで行うが、実は、これが偽造されたものだった。
不動産権利書、固定資産評価証明書、印鑑証明書など契約に必要な書類もすべて偽造だった。
※ <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/51035>

不動産売買において、偽造された資料等を基に売主に係る誤った本人確認情報を提供した売主側弁護士に

不法行為責任が認められた事例（東京地判 平28・11・29 金融法務事情2067-81）

不動産所有者に成りすました者に、買主が売買代金を騙し取られた事案において、所有権移転登記手続に際し、売主側から依頼を受けた弁護士が、買主に対し、売主に係る誤った本人確認情報を提供したことについて、過失相殺を4割とした不法行為責任が認められた事例

※**住民基本台帳カードや遺産分割協議書等の偽造**に気付かず、誤った本人確認情報を提供した過失があるとして、不法行為に基づき、売買代金相当額、登記移転費用等、計3億2239万円余の損害賠償を請求した。

※ http://www.retio.or.jp/case_search/pdf/retio/108-134.pdf

8) 事件事例とその他

さいたま地判平成30年9月28日 損害賠償請求事件

偽造虚偽免許証を信頼して印鑑登録証明書を発行した、さいたま市役所の責任を肯定した（許容額715万円で、不実登記抹消の弁護士費用が中心）。公証人は、偽造免許証とさいたま市発行の印鑑登録証明書にもとづき、認証を行い、これをもとに登記がなされた。公証人の責任追及はない。

本件の真の所有者による登記抹消請求は、25536818 東京地判平成28年7月5日

東京高判平成30年9月19日判時2392号11頁 （原審）東京地判平成29年11月14日 損害賠償請求事件

偽造印鑑登録証明書、偽造パスポートで公証人認証があり、登記がなされた。不動産所有権移転登記の連件申請のうち後件申請を代理した司法書士は、前件の登記義務者の印鑑登録証明書の偽造の疑いを見逃したとして責任肯定。買主不動産会社は、短期間の交渉だけで即金決済するというリスクのある方法によって買い受けられたとの理由で過失相殺5割（許容額3億2,400万円）

東京地判平成29年12月4日判タ 1454号 205頁 損害賠償請求事件

登記名義人（+なりすましA）→中間業者（Z社、宅建業者、Aと仲間かは不明+媒介業者）→被害者（個人）という取引。被告国は、「囑託人が人違いでないことを印鑑登録証明書によって確認するにあたっては、公証人は、囑託人が提供した印鑑登録証明書に一見して不自然な点がないか確認すれば足りる。」と主張した。

判決は、「本件認証の際、本件公証人は、面前の囑託人から提出された本件印鑑登録証明書を確認して、一見して不自然な点は認められないと判断した」などを理由に、公証人責任否定。司法書士責任は、登記上の名義人、委任状の名前の齟齬を見落としたとして肯定（許容額2,996万円）

東京地判平成29年2月22日（関連判決）東京地判平成27年6月16日金融法務事情2035号91頁（真の所有者による登記抹消請求、認容）損害賠償請求事件

偽真の所有者に無断で、地面師が、土地を公証人認証により売却・登記し、それを購入した不動産会社が、個人に転売した。転売主（個人）が原告として、売主不動産業者及び仲介業者、国（公証人）について損害賠償請求した。

公証人については「原告は本件公証人が、本件印鑑登録証明書の住所の表記につき「葛飾区」の字が誤っていた記載されていることを看過し、本件印鑑登録証明書の偽造に気づかず本件認証をしたことが、職務上通常尽くすべき注意義務の違反に当たる」と主張したが、国は「公証人としては、提出された印鑑登録証明書が、官公署が作成した印鑑登録証明書であるか否かという観点から、一見して不自然な点がないかを確認すれば足りる」と主張した。

判決は「本件印鑑登録証明書には、真正な印鑑登録証明書の場合と同様に、複写した場合に「COPY」や「複写」という文字が浮かび上がるばかりか、透かしも施されており、巧妙な偽造文書であったことを理由に、国の責任を否定した。売主業者については、最初の売買の代金支払の証拠がないこと、訴訟に中途から欠席したことなどから地面師と知っていたとして責任肯定（許容額9,746万円）、仲介業者責任は否定した（通常の場合、その売主が真の所有者ではないことを疑うに足りる事情がある場合には、その他の方法をもって、当該売主が真の所有者であるか否かを確認すべき義務を負っているものというべきである）。

※Evaluation No.69 【特集】地面師・成りすまし不動産詐欺と公証人認証

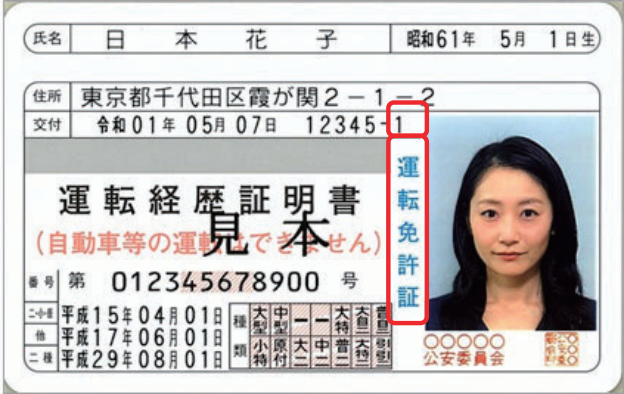
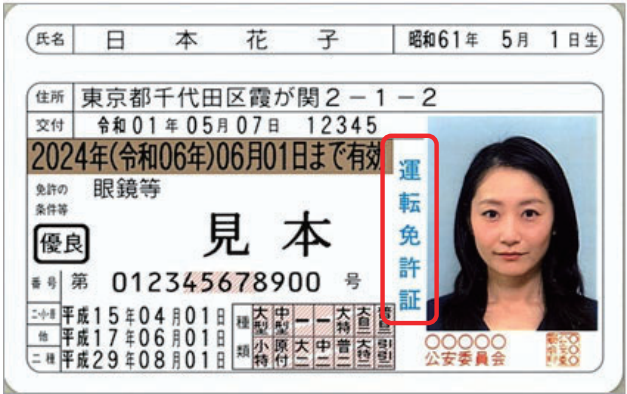
8) 事件事例とその他

東京地裁令和元年11月11日判決 損害賠償請求事件

売主に成りすました者が提示した運転経歴証明書が偽造であったという地面師詐欺の事案です。売主が登記済み証（いわゆる権利証）を紛失したということで、これがなくても迅速に登記手続きができるための要件である司法書士による本人確認情報の作成が依頼され、その過程で偽造の運転経歴証明書が使用された

判決

運転経歴証明書は運転免許証を返納した者に交付される証明書であり「自動車の運転はできません」という記載がされているものであるのに対し、本件で使用された偽造の運転経歴証明書では顔写真のすぐ左横の空白であるはずの部分（運転免許証であれば「運転免許証」と記載されている部分）に「運転免許証」とよく目立つ文字で記載がされており、運転経歴書の目的と反する非常に非自然なものであったこと、警視庁などのサイトを見れば真正な運転経歴証明書がどのような外観であるかはわかったはずであること、本件司法書士はかつて運転経歴証明書での本人確認をした経験があったと述べていること、運転経歴証明書に記載された住所を訪ねて本人と面会するなどしていればたやすく本件の売主と称する人物との異同が分かったはずであることなどを挙げて、司法書士の過失を認めて損害賠償（損害額の一部請求である2500万円）



【運転経歴証明書】

☆過去5年間の経歴

最後の1桁：【1】優良運転者、【2】一般運転者、【3】なら違反運転者

☆自主返納してから5年以上経過しているひと／免許取消しとなっているひと／免許を失効させたひととは運転経歴証明書の交付を受けられない。

8) 事件事例とその他

偽造在留カードを「1日50枚くらい作った」 容疑の中国人2人を逮捕 ホログラム入り、警察も驚く精巧さ

2025年5月9日 19時12分

外国人に交付される在留カードを偽造して販売したとして、警視庁国際犯罪対策課は9日、入管難民法違反（在留カード偽造）の疑いで、いずれも中国籍で東京都大田区、無職の杜晶江（35）と李龍（36）の両容疑者を逮捕したと発表した。

同課によると、複数のブローカーが交流サイト（SNS）で偽造在留カード受注の広告を公開し、客からの依頼を中国にいとみられる指示役に伝達。指示を受けた両容疑者が偽造、郵送していたという。

◆マイナカードなど画像データ1万件、日本人名義も

逮捕容疑では、4月8日、両容疑者の自宅で、パソコンとプリンターを使い、ベトナムや中国など7カ国の在留カード30枚を偽造したとされる。同課によると、いずれも容疑を認めている。杜容疑者は「（中国の通信アプリ）ウィーチャットの仕事募集掲示板で始めた」と話しているという。

押収したパソコンには、在留カードのほかにマイナンバーカードや戸籍謄本、学生証などの画像データが1万件残されており、日本人名義のものもあった。昨年11月から今年3月まで、1枚1万円程度で販売していたとみて調べている。

両容疑者は技能実習先の同僚だった。いずれも逃亡しており、4月に入管難民法違反（不法残留）容疑で逮捕、起訴された。



※東京新聞 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/403763>

8) 事件事例とその他

2023年1月：在留カード「偽造工場」国内で乱立 本物と見分けつかない精巧さ、安く入手容易に 制度開始10年

→民家で発見されたのはパソコンやプリンター、そして約120枚にも上る外国人の偽造身分証だった。日本で暮らす外国人に交付される「在留カード」を偽造する「工場」が近年、国内で相次いで摘発されている。日本に滞在できる資格や就労の可否などを示す「在留カード」の制度開始から10年余り。偽造技術は巧妙化してコストも低下し、入手が容易になっているという。

■押収パソコンに2万人の顧客データ ■1枚1500～7千円で販売

2022年1月：神奈川県、ベトナム人在留カード偽造協力事件

→ネットを通じて自分所持の在留カードを他人に送り、在留カードの不正利用に協力したと見られ逮捕されました。ベトナム国籍の留学生が自分の所持している在留カードやパスポート、学生証をSNSを通じて第三者に送り、そのカードが銀行口座の開設や携帯電話の契約などに不正利用されました。



2021年11月：大阪府、商店街での偽造工場事件

→半年間3,000枚以上の在留カードを偽造した疑惑で中国籍の男性が逮捕されました。1枚の偽造在留カードを所持している男性を現行犯として逮捕され、彼の搜索したところ追加で約100枚の偽造カードが発見されました。供述によると、偽造在留カードの作成は半年ほど継続していて、合計3,000枚以上の偽造カードを作ったし160万円ほどの利益をもらいました。

2021年5月：愛知県、偽造在留カード工場事件

→注文を受けて偽造在留カードを発送して営利したため逮捕されました。家宅搜索によるとプリンターや白無地のカード約7,000枚、ホログラムのフィルムなど偽造在留カードを偽造する用とみられるものを押収しました。また、偽造在留カードの注文者1,500件ほど発見されました。

2021年2月：偽造在留カードの8割、「正規」の番号記載…国の照会サイトすり抜け

→警視庁が昨年10月に「在留カード」の偽造拠点から押収した偽造在留カードの画像約1100点のうち、約8割に国から発行された正規の番号と有効期間が記載されていたことが捜査関係者への取材でわかった。正規の番号などで国の照会サイトをすり抜け、不法就労などに悪用している可能性が高い。警視庁は、番号などが大量に流出しているとみて実態を調べている。捜査関係者は「偽造拠点を摘発するたびに有効な番号の偽造カードが見つかった」と明かす。番号などの流出経路は不明。



8) 事事故事例とその他

ずさんな偽造品が「野放し」、状態 ICチップ読み込めば一発で判明、どのような使い道が(2024年3月14日)

マイナンバーカードにはICチップが内蔵されているが、現在出回っている偽造カードには見せかけの金属片が貼り付けられているだけだ。昨年12月の偽造事件の一報に触れた河野デジタル相も「(偽造カードの)ICチップに何か情報が入っているということではない」と、国民の不安を払拭している。スマホやカードリーダーでICチップを読み取りさえすれば、カードの真贋(がん)はたちどころに判別される。だが、筆者が銀行の窓口担当者や携帯電話ショップの従業員に確認したところ、ともに「顧客が身分証としてマイナンバーカードを提示した際、ICチップの読み取りは行っていない」という答えが返ってきた。

偽マイナカード製造容疑 中国籍の女逮捕—警視庁(2023年12月6日)

同課によると、警視庁によるマイナカードの偽造拠点摘発は初めて。情報を印字する前の無地のカードも約750枚見つかったおり、同課は多数の偽造カードが流通したとみている。カードには外国人の名前と日本国内の住所などが印字され、男女4人の顔写真が使い回されていた。本物に似せるため、チップのようなものが埋め込まれており、携帯電話の契約などに使用できる状態だったという。

偽造身分証約70枚押収、製造「工場」か 公文書偽造容疑の男宅(2023年9月21日)

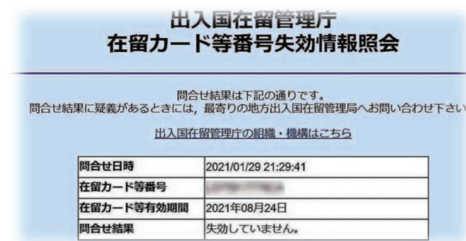
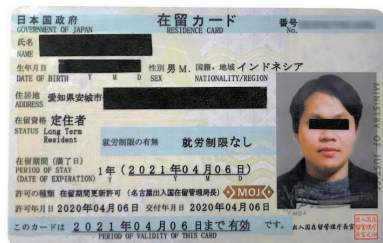
県警は男の自宅から、他人名義の運転免許証と健康保険証計70枚のほか、スマートフォン数十台を押収。この部屋が犯罪組織などのために偽の身分証などを量産する「工場」だったとみて、依頼者らの特定を進める方針だ。

在留カード偽造拠点、過去最大規模 顧客2万人か、偽造免許証も押収(朝日新聞デジタル:2022年9月29日)

住宅には在留カード以外にも運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードを偽造した「完成品」があったほか、印字前のプラスチックカード約3千枚やカードの表面に貼るホログラムシール約500枚なども見つかった。合同捜査本部は、逮捕された6人とは別に中国本土から指示を出している人物がいるとみている。6人はこの人物の指示を受け偽造した在留カードをブローカーを介して1枚1500~7千円でベトナム人や中国人らに販売。昨年8月以降、最大1億4千万円を売り上げたといわれるという。

身分証偽造業者編 偽造在留カードの番号は「実在する番号、だった」「見かけも手触りもホンモノ」(夕刊フジ:2022年12月17日)

サンプルとして送付した偽造在留カードに書かれてあった在留カード番号と有効期限を、出入国在留管理庁が運営する「在留カード等番号失効情報照会」に入力してみた。すると確かに「失効していません」との問い合わせ結果が表示されるではないか…。考えられる可能性は1つ。「本物」に書かれてある在留カード番号と有効期限の組み合わせを、複数の偽造カードに転用しているのだろう。



8) 事事故事例とその他

トクリュー、偽造免許証400枚・空き物件600軒悪用…メンバー12人で9500万の転売益得る

2024年8月7日 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20240807-OYT1T50039/>

偽造運転免許証で契約したクレジットカードを空き物件に郵送させ、カードで購入したスマートフォンを売却したとして、「匿名・流動型犯罪グループ(トクリュー)」の男6人が詐欺罪などで起訴されている事件で、福岡県警は6日、偽造免許証は約400枚、使った空き物件は2府7県の約600軒に上り、約9500万円の転売益を得ていたと明らかにした。架空の人物名義のクレジットカードを使って購入したスマホなどを、買い取り店で偽造免許証を示して売却。また、アパートなどの空き物件で配達員に偽造免許証を見せ、スマホや銀行キャッシュカードなどをだまし取った疑い。県警は認否を明らかにしていない。免許証偽造に住所を使った空き物件の情報は、不動産情報サイトで検索して入手。カードや購入品はこの住所に送らせ、外回りが郵便受けから不在連絡票を抜き取って再配達を依頼し、届けにきた配達員に接触して受け取っていた。オートロック式でなく、管理人もいない集合住宅などを選んでいたという。

2024年8月7日 運転免許証の偽造、海外サイト野放し 大きさや形は本物と酷似、悪用の犯罪相次ぐ(朝日新聞)

住基カードの交付等の際の本人確認等について

名古屋税関の職員が2018年10月26日、中部空港にある中部外郵便出張所で、中国から国際郵便で送られてきた封書の中に「運転免許証」を見つけた。通報を受け県警が調べると、大きさや形は本物と酷似していたが、「交」の文字の透かし模様がなく、ICチップも埋め込まれていない偽造品と分かった。

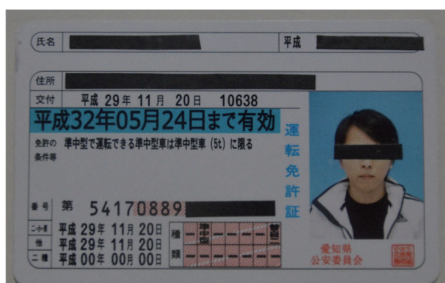
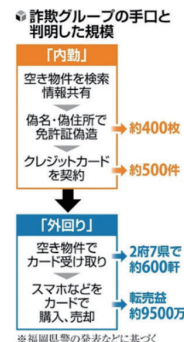
このサイトは注文から約1週間で手元に届くとし、「本物と99・9%一致」とうたう。記者が連絡先のフリーアドレスにメールを送ってみると、手付金5000円の支払いを指示され、希望する有効期限や免許の種類を聞かれた。違法性を問うと「事故が起ころなければ大丈夫です」と返信があった。

1枚10万円「偽造免許証」で逮捕者続出…(デイリー新潮)

2020年10月28日 11時02分 <https://www.dailyshincho.jp/article/2020/10281102/?all=1>

運転免許証の偽造は、有印公文書偽造というれっきとした犯罪行為である。今月26日に逮捕されたインドネシア国籍の容疑者は「転職に有利になると思った」と語り、また建設作業員の場合は、3月に免許を失効していたところへ会社から提出を求められ、偽造を依頼したと動機を明かしている。

この画像だけでは分からないが、この偽造免許証には、あるべき「透かし」がなかったという。(右下)は筆者のホンモノの免許証に、後ろから光を当てたところ。「交」の字が浮かび上がっているのがお分かりになるだろう。



8) 事件事例とその他

地主になりすまして土地売却、6000万円詐欺容疑で「地面師」の男再逮捕 (Cube) 11月9日(土)

東京・杉並区の土地を地主になりすまして勝手に売却し、不動産会社からおよそ6000万円をだまし取ったとして、68歳の「地面師」の男が警視庁に再逮捕されました。
詐欺などの疑いで再逮捕されたのは、埼玉県川越市のスーパーマーケットのアルバイト・阿出川恵一容疑者(68)です。阿出川容疑者は2013年10月、杉並区のJR荻窪駅近くの土地を所有する70代の男性になりすまして、**偽造された運転免許証**などを使い、不動産会社から土地の購入代金として5880万円をだまし取った疑いが持たれています。
警視庁によりますと、阿出川容疑者はこの直後に不正に土地の登記をしようとしたが、法務局の職員に見破られていました。

「地面師」元弁護士ら逮捕 町田の土地、虚偽登記疑い (東京新聞 TOKYO Web) 2019年6月6日

地主に成り済まして東京都町田市の土地を勝手に売却し、うその所有権移転登記をしたとして、警視庁は六日、有印私文書偽造・同行使などの疑いで、無職倉石健一(68)＝足立区竹の塚五、元弁護士伊関(いせき)正孝(63)＝住所不定＝の両容疑者ら男女五人を逮捕したと発表した。
逮捕は五日。
捜査二課は、町田市広袴三の土地約八百三十平方メートルの所有者の八十代女性＝二〇一七年死亡＝に成り済ました「地面師」グループとみており、港区の不動産会社に土地を約七千八百万円ですり売りした詐欺容疑でも捜査する方針。
逮捕容疑では、一四年八月上旬、町田市の土地所有者名義の**偽造の委任状や運転免許証**などを東京法務局町田出張所に提出し、不動産会社に土地を売却したとする虚偽の所有権移転登記をさせたとされる。
二課によると、倉石容疑者が主導役で、事件当時弁護士だった伊関容疑者は地主の代理人を装っていたという。
伊関容疑者の弁護士事務所で商談していた。倉石容疑者は「間違いない」と容疑を認め、伊関容疑者は「一切関与していない」と否認している。他の三人も否認している。

地面師グループを再逮捕 1億8000万円詐欺の疑い (産経新聞) 2019.7.9

東京都杉並区の土地所有者に成り済まし、東京都大田区の不動産業者から土地購入代金として現金など計約1億8000万円をだまし取ったとして、警視庁捜査二課は9日、詐欺などの疑いで、東京都品川区の内田マイク容疑者(65)ら「地面師」グループの男5人を再逮捕した。
捜査二課によると、内田容疑者らは「地主は株で損をして早く土地を売りに出したいと言っている」などと説明していた。内田容疑者は積水ハウスが架空取引で土地購入代金をだまし取られた事件でも主犯格として逮捕、起訴されている。
再逮捕容疑は平成26年9月、土地所有者の50代男性に成り済まし、**偽造した運転免許証**などを示して土地を購入できるように見せかけ、不動産会社から現金と預金小切手をだまし取ったとしている。内田容疑者は「関与していないので知りません」と否認している。

地面師グループ5人逮捕 1億9000万円詐欺か (TBS News) 2022.1.12

地面師グループとみられる男5人が、東京・渋谷区の土地と建物の所有者になりすまし、不動産会社からおよそ1億9000万円をだまし取ったとして逮捕されました。
詐欺の疑いで逮捕されたのは、山口芳仁容疑者(54)と村松武容疑者(84)ら、地面師グループとみられる5人です。山口容疑者らは2016年に、渋谷区神山町にある230平方メートルほどの土地と建物の所有者になりすまして、東村山市の不動産会社に売買をもちかけ、およそ1億9000万円をだまし取った疑いがもたれています。
警視庁によりますと、山口容疑者らは、村松容疑者の**運転経歴証明書や印鑑登録証明書を偽造**して不動産会社に提示し、信用させていたということです。警視庁は山口容疑者らの認否を明らかにしていません。

地面師グループか、4人を再逮捕 都内の地主になりすまし土地売却 (朝日新聞) 2022.5.17

不動産仲介業の男(78)ら4人は2017年4～5月、東京都中野区沼袋2丁目の土地(約360平方メートル)の所有者になりすまし、仲介業者を介して新宿区内の不動産会社に土地を売却して7千万円を詐欺した疑いがある。不動産会社は総額1億2千万円を代金として仲介業者に支払い、仲介業者は利益などとして5千万円を差し引いた残額を男らが指定した口座に振り込んでいた。
4人は他人の土地を不正に売買する地面師グループとみられ、**偽物の運転免許証**などを使って土地の所有者になりすました上で売買契約を交わしていたという。**偽造した書類**で所有権の移転登記をしようとしたとして電磁的公正証書原本不実記録未遂などの疑いで先月逮捕されていた。

9) マイナンバー (個人番号) カードについて (マイナンバーの今後の展開と業務対応)

9) マイナンバー（個人番号）カードについて（マイナンバーの今後の展開と業務対応）



死亡・相続手続きのデジタル化

- 個人の死亡に伴い、被相続人の生涯にわたる戸籍謄本を取り寄せて法定相続人を特定することが、相続人等の大きな負担となっている。また、企業が行政の保有する死亡日時等の情報にアクセスできないため、遺族等に対する死亡保険金等の迅速かつ確実な支払いや諸契約の利用料徴収の適時停止等を行うことが円滑にできていないとの指摘がある。
→ 悪用の防止等を前提に、死亡や相続に伴う遺族並びに関係する企業及び行政の負担を軽減する措置を講ずることが必要。

現行制度による課題

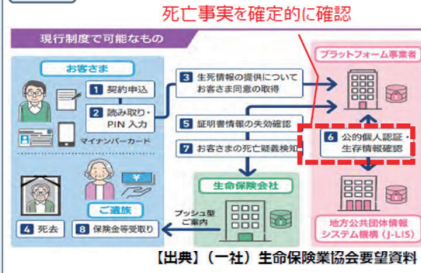
死亡者数が増加傾向にある中、死亡・相続手続きに係る負担軽減に向けた取組が必要であるが、次のような課題がある。

- 【死亡手続】 ①行政が保有する死亡情報を民間事業者が活用できない。
【相続手続】 ②戸籍謄本は書面のみ。
③法定相続情報証明制度における法定相続情報一覧図※は書面のみ。
※相続人が戸籍謄本に基づき作成する相続関係の図で、法務局が認証するもの。
④法定相続関係については相続人が自ら戸籍謄本を収集して特定することが必要。

規制改革の方向性

- ①生命保険会社等が死亡情報にアクセスすることができる方策を必要悪用防止策、個人に関する情報の適切な扱いの観点から検討し、具体的方策に関する結論を得る。
【令和7年度結論】
- ②戸籍証明書等※のオンライン請求・電子交付を全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
【令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置】
※戸籍情報のうちデータ化されているものの証明書。なおデータ化未済の戸籍情報は約6万件。
- ③法定相続情報証明制度に関し、マイナポータル連携を含めて申出や証明書の交付をオンライン化するための方策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
【令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置】
- ④戸籍情報に基づき、機械的に法定相続人を特定し、相続人の手続負担を回避する仕組みの構築の実現可否について、検討し、結論を得る。
【令和6年度結論】

参考1 死亡時のプッシュ型サービスのイメージ



参考2 見込まれる効果

- 【死亡手続】 保険会社による死亡把握の迅速・確実化（現状、3%のケースで遺族から半年以上連絡がない）。
- 【相続手続】 窓口で戸籍を請求するだけで90分～120分かかるものが解消。

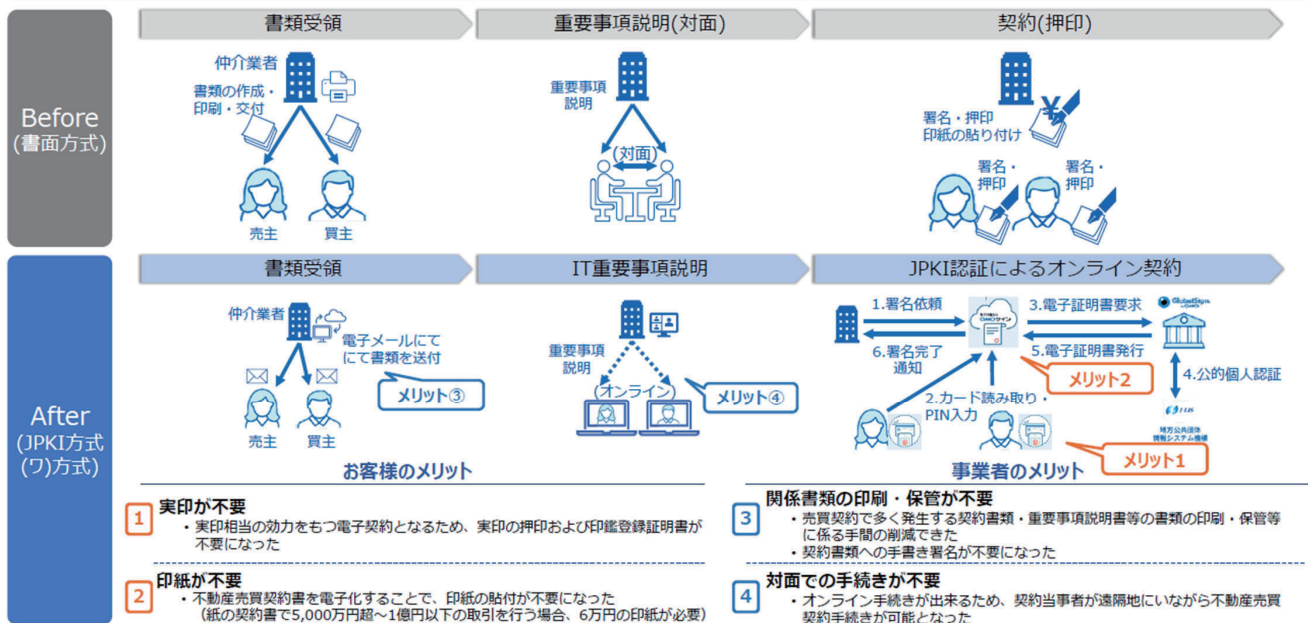
9) マイナンバー（個人番号）カードについて（マイナンバーの今後の展開と業務対応）

利活用事例8：不動産売買契約時の契約書への電子署名の利用（オンライン）

業界	不動産
使用機能	電子署名
導入事業者	GMOグローバルサイン

概要：不動産売買契約時の契約書への電子署名に公的個人認証サービスを利用することで、売主・買主の実印での押印や印紙の貼付が不要になるとともに、書類の電子化により仲介業者の事務コストが削減される。また、メールアドレスで本人確認する立会人型（当事者ではない第三者が、当事者の指示にもとづいて電子署名を付与する方式）に比べて、高い信頼性を有している。

根拠法令：宅建業法に基づく電子契約 ※2022年5月18日施行の宅建業法の改正により、契約関係書類の電子化が可能となった

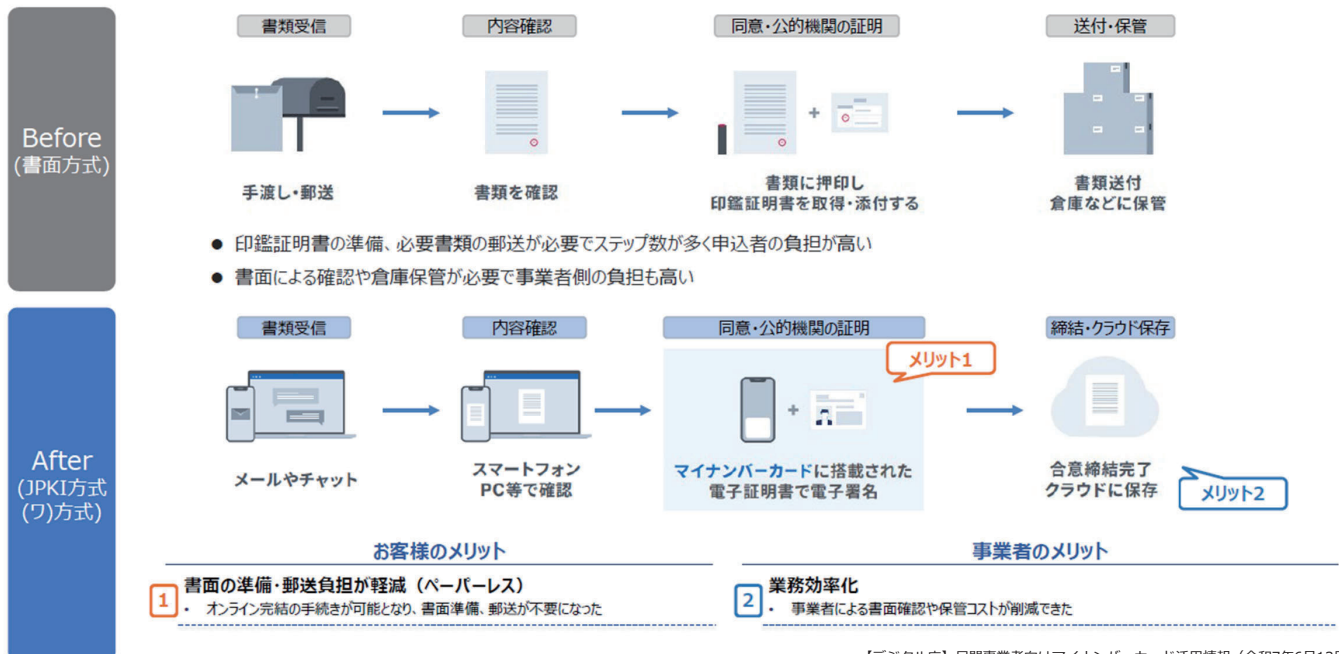


9) マイナンバー（個人番号）カードについて（マイナンバーの今後の展開と業務対応）

■ 利活用事例9：電子契約における電子署名（オンライン）

業界	全般	使用機能	電子署名	導入事業者	弁護士ドットコム
----	----	------	------	-------	----------

概要：電子契約サービス「クラウドサイン」利用の際に、マイナンバーカード搭載の署名用電子証明書で署名することで、商慣習上必要だった実印と印鑑証明が不要となり、オンラインで契約手続きが完結できる。
 （例）雇用契約書、誓約書、商業登記申請など
 根拠法令：電子署名法に基づく電子契約



【デジタル庁】民間事業者向けマイナンバーカード活用情報（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business>

☆ 情報リンク集 ☆

デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/>

【内閣府】規制改革

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

【総務省】マイナンバー制度とマイナンバーカード

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html#kouhu

成長戦略ポータルサイト

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/index.html>

【金融庁】金融業界における 書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会

https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/index.html

コンビニ交付 利用できる市区町村

<https://www.lg-waps.go.jp/01-04.html>

【内閣府】書面規制、押印、対面規制の見直し・電子署名の活用促進について

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

RETIO判例検索システム（その他 - 登記・司法書士の責任）

https://www.retio.or.jp/case_search_category/case8-4/

コンビニ交付証明書・マイナンバーカード・通知カード・運転免許証確認 通達関係

<http://www.bell-com.biz/download/seminar/reference.pdf>



<プロフィール>



株式会社ベルコンピューターシステム
代表取締役 高尾 周太郎 (たかお しゅうたろう)

1979年3月11日生まれ(出身:新潟県糸魚川市)
趣味:登山・音楽鑑賞

2002年 埼玉県上尾市にて、個人事業で司法書士向けパソコン・ソフトウェア販売
サポート事業開始

2005年 改正不動産登記法 さいたま地方法務局上尾出張所への
第1号オンライン申請
代理人:藤縄先生、当事者:早川先生 のお手伝い

~~~~~

2012年 株式会社ベルコンピューターシステム設立  
司法書士、土地家屋調査士事務所へのインフラ環境、  
オンライン申請環境の提案とサポート・オンライン申請  
マイナンバー、コンビニ証明書、セキュリティ、  
パソコンバックアップなどの研修会を実施

2017年 証明書偽造を見破る術 ~本人確認資料の原本確認の対応~ 研修会

2021年 電子契約と電子署名 ~電子署名・電子契約の基礎から登記実務まで~ 研修会



# Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

〒362-0066  
埼玉県上尾市領家118-8  
TEL: 048-783-1231  
URL: <http://www.bell-com.biz>  
Mail: [shu@bell-com.biz](mailto:shu@bell-com.biz)